人種差別と労働政策

——南ア共和国の例において——

伊部正之

一　はじめに
二　前資本主義段階における原住民政策
　(一)　ブーア人の原住民政策
　(二)　イギリスの進出と原住民賃労働の萌芽
三　鉱山開発と人種差別的労働政策の形成
　(一)　ダイヤモンド鉱業と労働者階級の発生
　(二)　金鉱業の発展と原住民低賃金政策の追求
四　南アの資本主義的発展と全般的産業カラーバーの構築
　(一)　南ア連邦の成立と原住民土地・労働立法
　(二)　プア・ホワイト問題と文化的労働政策

㈢　植民地体制の危機とアパルトヘイト政策
五　移動労働制度とその矛盾——むすびにかえて

一　はじめに

南アフリカ共和国は、その苛酷なアパルトヘイト（apartheid ＝人種隔離）政策によって、世界に広く知られている。[1]

このアパルトヘイトは、そもそもは、一九四八年の総選挙に際して、野党国民党が提起した原住民（および非白人）政策のスローガンであった。これについて国民党党首のマラン博士（D. F. Malan）は、国民党の政策は「（ハダの色による）分離と（白人による）信託統治という二つの基本原理」にもとづいている、[2]と説明した。そしてその究極の目的は、三つの主要なカラー集団（白人、カラード、黒人）を、彼らが最終的に自分たち自身の問題を処理するはずの彼ら自身の居住地域にすえることであり、さらに、その場合の分割線は「垂直的」であって「水平的」ではない、とされた。[3]

こうした極端な「人種隔離」政策が提起された直接の契機は、一方では一九四六年センサスを通じて非白人人口の相対的・絶対的な増加が一層強調されるに至ったことであり、また他方ではそれ以上に、急速な高まりを見せつつあるアフリカ人の民族運動が南アの白人支配体制に重大な脅威を感じさせたことであった。[4]すなわち、このアパルトヘイト政策が提起され展開された時期は、世界史的に見れば、第二次大戦後の資本主義の全般的危機の深まり、植民地体制の新しい危機の展開が、南アの白人支配体制をも大きく動揺させようとしていた時期であった。[5]しかし、このア

パルトヘイトなるものは、単にこうした世界史的環境によって規定された危機的状況への反動的対応であっただけではなく、それを可能ならしめた特殊南ア的な人種差別的原住民（非白人）政策の歴史の延長上にはじめて提起され、展開されうるものでもあった。

したがって、アパルトヘイトは、本来は第二次大戦後の国民党政府による苛酷な「人種隔離」政策を指すものであるが、しかし、アパルトヘイトの用語自体がすでに公的には廃止[6]されるに至っている今日では、それは単に第二次大戦後の諸事態（いわば狭義のアパルトヘイト）に限らず、この狭義のアパルトヘイトを準備し可能にした南アの歴史上一切の人種差別、とくに二〇世紀初頭以来の体制化された人種差別を含めて考えるのが一般的である（いわば広義のアパルトヘイト）。それによって狭義のアパルトヘイトをもより十分に理解できるであろう。

かくして、今日アパルトヘイトとして把握されるものの総体は、政治的・経済的・社会的・文化的・イデオロギー的なあらゆる内容を含み、それは単に「政策」のみを意味するものではない。また、その時代によって、アパルトヘイトの内容上の重点も一様ではなかった。しかし、その把握において基本的に重要なことは、それをあれこれの形態において把えることではなく、それをその展開の基本的契機である南ア資本主義の発展とのかかわり、南アにおける資本・賃労働関係の発展とのかかわりにおいて理解することである。すなわち、アパルトヘイトの発展をつき動かしてきた基本的要因は、南アの資本主義的発展にとって死活的に重要な原住民低賃金労働力をいかに確保するかということであり、また資本主義的発展にともなって生起する社会的、経済的、政治的な諸問題を（原住民の犠牲において）いかに処理するかということであった。その意味で、アパルトヘイト政策は原住民政策であると同時に等しく労働力政策であり、またそれは、白人その他にかかわる諸問題の原住民問題への転化政策（階級矛盾の人種ないし民族

矛盾への転化政策）であった。そして、こうした基本的性格は今日何ら変ってはいない。

ところで、人種差別・民族差別は、それ自体として必然的な展開をとげるものではなく、いわば一つの歴史的な社会関係である。すなわち、歴史的には、諸人種・諸民族の融合が新しい人種・民族の形成に結果しえたし、同時に他方では、諸人種・諸民族の接触が新たな支配・従属関係を出現させた場合も数多く存在した。そして後者の場合には、とくに支配的な人種・民族（内の支配階級）によって人種的・民族的差異の恣意的拡大がはかられ、差別と抑圧はあらゆる分野で強められたが、南アはそうした一つの典型例といえよう。もとより、あらゆる階級社会において、「純粋な」階級関係は本来成立しえず、それは歴史的・社会的諸条件に規定されて、それぞれにその特殊形態をとらざるをえない。そして支配階級は、その階級的目的を達するために、利用しうるあらゆるものを自己の側に組織するのであり、人種的・民族的差異はそのための有力な武器でありうる。

それ故にこそ、白人入植の当初から存在した南アの人種的・民族的差別は、まさに南アの資本主義的発展の過程で、鉱工業資本のために低賃金・不熟練の原住民労働力を確保し、白人農民のために土地と高農産物価格を保障し、プア・ホワイトのために中・上級職と高賃金を保障し、さらにアフリカ原住民の政治的・経済的・社会的・文化的進出を阻止するために、国家の基本政策として新たに組織され体制化されたのであり、またとくに第二次大戦後の体制的危機の深化の時期において、その極端化を見ることになったのである。かくして、人種差別・民族差別は、それ自体が目的ではなく、あくまでも支配階級の階級目的実現のための手段と見るべきであろう。(7)

こうした立場をふまえて、以下では、南アにおける資本・賃労働関係発展のなかで不抜の要素となってきた原住民政策について、主として労働政策の観点から概観しようとするものである。

(1) アパルトヘイトの本来の語義は「分離」であるが、南アの現実との対応関係にてらしてこれを「人種隔離」とするのは妥当であろう。ただし、南アの問題の性格が人種問題か民族問題かは、問題解決にとって基本的な論点となりうるが、筆者はその両側面が並存していると考える。また、本来、「民族」は社会科学上の概念であり、「人種」は自然科学上の概念であるが、現実の社会関係においては、人種的差異が民族的差異と同様の役割を果していることが少なくなく、その意味から、南ア問題の考察においても、両者をことさらに区別することを要しないであろう。

(2) L. E. Neame, *The History of Apartheid*, 1961, p. 74. (　) 内は伊部。

(3) Ibid., p. 77.

(4) Ibid., pp. 72～3.

(5) 南アは、一九一〇年（南ア連邦成立）以来「独立国」とされてきたが、とくに第二次大戦後には、非白人にたいするその苛酷な抑圧政策のために、とりわけアフリカの民族解放勢力からは未解放地域と見なされてきた。つまり、南アは特殊な形態の植民地国家（帝国主義と植民地的要素の一国内的並存）と見ることができ、そのため、南ア（白人）政府は、アフリカにおける解放運動とその国内への影響に特別の注意を払ってきた。

(6) 現在では、アパルトヘイトは、政府・行政機関によって「分離発展（separate development）」と呼ばれ、またアフリカ原住民も公的には「バンツー人（Bantu）」となっている。

(7) 「人種差別は、差別そのものよりもはるかに重要な狙い――経済的搾取という狙い――をもっている。人種差別の根源および果実は利潤である。人種差別は利潤によって生きる人たちの利益に奉仕する。なぜなら、それは例外的に高い利潤率の基礎である極端に低廉な労働制度を維持するのを助けるからである。」(J. Woddis, *Africa, The Roots of Revolt*, 1960, p. xii)

二　前資本主義段階における原住民政策

(一)　ブーア人の原住民政策

一六五二年にはじまる南ア（ケープ）への白人入植は、オランダ東インド会社による中継補給基地の建設を目的としていた。

しかし、東インド会社の直営植民地としてのケープは、来航船からの増大する農畜産物需要に応えきれなかったので、東インド会社はその一つの解決策として、五九年からその社員の一部を解雇して自由市民とし、全体として生産の拡大をはかろうとした。彼らは各一三モルゲン半（約一二ヘクタール）の土地を与えられて、かなり自由な耕作や土民との牛の取引を許されたが、来航船との取引だけは東インド会社によって独占された[1]。その後、一六八八年には、フランスでの宗教的迫害を逃れておよそ二百人のユグノー教徒が渡来し、すぐれたブドー栽培技術をもたらした。しかし、ケープの発展は、イギリスが進出する一八世紀末までのおよそ一五〇年間遅々としたものであった[2]。

自由市民は、東インド会社の社員と区別して、自らをブーア（Boer＝農民）[3]と呼んだ。彼らの生活は、そのヨーロッパ本国から事実上隔絶されて、一世紀半の間ほとんど変わるところがなかった。彼らの生業はもっぱら自給的な農牧業であったので、彼らは最初から奴隷と土地にたいする強い要求をもってきた。土民（ホッテントット、ブッシュマン）を労働力として支配できなかった[4]彼らは、その農場労働や家事労働のために、最初から奴隷労働に依存し、その数はつねに白人人口を上回った[5]。そしてその結果は、白人の間に有色人と手労働にたいする偏見を育て[6]、また、奴隷制度と結びついた農村での封建的な保守主義[7]は、ブーア人社会の特徴として後々まで否定的影響をもった。

他方ではまた、東北方に漸進するブーア人は、南下する優勢なバンツー系諸部族と遭遇した。両者の接触はすでに一七世紀末から始っていたが、東インド会社は主として財政上の理由から統轄地域の不拡大を方針とし、また治安上の立場から河川などを境界線とするいわゆる没交渉の政策をとった。しかし、ともに農牧民であることによる両者の新しい土地への要求は、協定された境界線を永久化させられなかった。かくして、一七七九年から一世紀にわたって断続したいわゆるカフィール戦争（Caffir War）[8]は、両者の間の本格的な土地紛争であり、また白人の側からのバンツー人討伐戦争であった。

すなわち、大ていこうした戦争は「非常に類似した農業・牧畜の習慣をもつ二つの集団の、もっとも肥沃で、もっとも水利のよい土地の広がりをめぐる鋭い競争によってひきおこされた。」[9] つまり「カフィール戦争は本質的には土地をめぐる争いであり、「連続的な争いの基本原因は土地の利用権であった。」[10] そして戦争の結果は、「原住民地の喪失、原住民が一層制限されたあまり肥沃でない地域で自活することがますますできないこと、部族独自の生計手段の減少」[11]であったが、さらに「それぞれの衝突は、一層大きな数の原住民を白人社会に埋没させた。ある意味でフロンティア戦争は、相互に経済的に結び合わされた諸集団の間の市民戦争であった。」[12] すなわち、たとえば、一七九〇年代の「騒擾は牧草地、牛、窃盗、取引価格、労働条件によって発生した」[13]といわれるように、一八世紀末には、両者の関係はすでにある程度相互依存の関係に発展していた。しかし、公式には没交渉政策が維持されたままであった。

かくして、ブーア人入植下のケープにおいては、彼らがもっぱら自給的な農牧民であることを基礎として、農場労働のために奴隷労働が利用され、また白人農場確保のためにバンツー人の排除が行なわれ、そして一部のバンツー人

がそのすぐれた牧畜技術のために白人農場に引入れられることになった。そして、そこでの関係は封建的な主従関係であり、労働の区分は人種の区分に照応していた。

しかし、一八世期末をむかえても、ケープのブーア人社会は、東インド会社の支配のもとで、きわめて後れた状態にとどまっていた。すなわち、イギリスが一七九五年にケープを占領（第一次占領）したとき、そこには一・六～二万人の白人がおり、そのおよそ三分の二がケープタウンなどの西部地区に住んでいた。ケープタウンとその近郊では、人びとは訪れる船舶に依存したが、その他の地区では、多くの人たちは自分の農園で自活していた。自由市民は野菜、トウモロコシ、ワインなどを生産したが、地方市場は狭く、海外市場は遠すぎ、生産費は高く、東インド会社の独占政策と取引への制限は、交換に依存する農業共同体の発展を妨げていた。[14]

（1）E. A. Walker, *A History of Southern Africa*, 3rd ed., 1957, p. 84. 当初自由市民となったのは九名であったが、彼らは一二年間免税される代りに、二〇年間は与えられた土地にとどまらねばならず、また、牛の一〇分の一を会社に供出すること、ホッテントット（土民）への家畜による支払いは会社による支払い以上ではないこと、タバコは栽培しないこと、野菜は自家用以上には生産しないこと、等々の制限がつけられた。

（2）ケープにおける白人人口は、一六五二年の最初の入植者が約八〇人、一六六二年にはおよそ一二〇人、一七〇七年には一、六四一人、一七四〇年には五、五〇〇人、一七七八年には一一、五三九人であった。入植者のうちにはオランダ人のほか、フランス人やドイツ人もいた。(Walker, p. 81)

（3）ブーアは通称であり、より正式にはアフリカンダー（Afrikander）と呼ばれ、さらに後にはアフリカーナー（Afrikaner）と呼ばれた。そして、これらの呼称は、イギリスの進出後には、非イギリス系白人一般を指す用語となっている。

一七四〇年のケープには、約四、〇〇〇人の自由市民（男・女・子供）と約一、五〇〇人の会社社員、兵士およびその家

族がおり、また一七七八年には九、八六七人の自由市民、一、一二二人の社員、四五〇人の兵士がいた（Walker, p. 81）。

（4）比較的進歩していたホッテントットは、白人と混血してカラード（Coloured）となり、白人社会に吸収されたが、その絶対人口は多くなかった。また、より原始的なブッシュマンは同化せずに絶滅された。

（5）奴隷の数は資料によって異なるが、たとえばホルストによると、一七〇〇年の一、五〇〇人以下から、一八世紀末には二六、〇〇〇人にのぼり、その八〇％はケープタウン付近にいた（S. van der Horst, *Native Labour in South Africa*, 1942, p. 8）。またウォーカーによるとつぎのようであった（Walker, p. 84）。

	自由市民	自由市民の奴隷	会社の奴隷
一七五六年	五、一二三人	五、七八三人	六〇〇人
一七九三年	一三、八三〇人	一六、七六七人	

（6）手労働＝原住民用の仕事にたいする彼ら（ブーア人）の忌避は、後年プア・ホワイト問題を深刻化させる一要因となった。

（7）「（ブーア人の）都会人と農民は……ともに頑固なカルビン主義者であり、奴隷制と有色人差別を正当化するために聖典を引用した。……この植民地（ケープ）は多分に封建社会に似ていた。それは階級よりもむしろ身分に分かれ、急激な改革に強く抵抗した。」（H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa 1850-1950*, 1969, pp. 11～2）

（8）カフィール戦争は九次にわたって、つぎの年代に発生した。①一七七九年、②一七八九年、③一七九九年、④一八一二年、⑤一八一八年、⑥一八三四年、⑦一八四〇年、⑧一八五〇年、⑨一八七七年。カフィール戦争の終息は、バンツー人の屈伏とフロンティアの消滅を意味する。カフィールはアラビア語で「異教徒」を意味し、現在もバンツー人（アフリカ人）への蔑称として使用されている。

（9）C. W. de Kiewiet, *A History of South Africa, Social and Economic*, 1941, p. 74.

(10) Horst, p. 13.
(11) Kiewiet, p. 75.
(12) (13) Ibid., p. 25.
(14) Horst, p. 5.

(二) イギリスの進出と原住民賃労働の萌芽

他国に先行して産業革命を経過しつつあったイギリスは、フランス革命とナポレオン戦争を契機として、ケープ進出をはかり、一八〇六年にここを最終的に占領した。[1] イギリスの進出は、ケープのブーア人社会にも、また原住民政策の展開にも様々な影響を与えた。

「最初、変化は激しい憎悪なしに受入れられた。経済的にケープ地方のオランダ人は、変化によって利益を得た。イギリスの軍隊と船隊の維持はより大きな地方市場を提供し、一方、イギリスによってケープのブドウ酒に与えられた特恵は、農民たちに前例のない繁栄の時期を与え、ブドウ酒の輸出は他のすべての輸出額を合わせたよりも大きかった。[2]」イギリス当局は、ブーア人にこれまでの特権のすべてを保障した。

しかし、同時にイギリスは、ケープのイギリス化を目的とする一連の施策を実行した。

一八〇七年、イギリスは奴隷貿易を禁止したが、しかし奴隷の所有・売買は許されたままであった。そして奴隷輸入の停止を償うものとして、一八〇九年九月の総督宣言は、カラードへの厳格なパス法の適用、一カ月以上の労働契約の登録義務、使用人に提供した現物の賃金からの控除、を規定した。[3] これは、農業の拡大によって明らかとなった労働力不足を、ホッテントットの農場労働者化を通じて解決しようとするものでもあった。すなわち、ホッテントッ

トは、白人農民との労働契約を通じてのみパス（証明書）を入手できたが、もしもパスを所持しなければ、彼らは浮浪者として逮捕され、白人農民に貸出された。要するに彼らにとっては、白人農民のために働くこと以外に、いずれにせよ選択の自由はなかった。[4] そして、この宣言の執行は、すでに消滅したオランダ東インド会社以来の有給地方役人[5]に委ねられたが、自らも農民である彼らは必ずしもその規定に忠実ではなかった。

そしてさらに、白人地域の漸進的な拡大につれて、原住民の土地と労働力にたいする支配要求は、単にブーア人の要求であるだけではなく、イギリス人の要求でもあった。実際に「アフリカ人を打破り、彼に白人権力を受入れるように強いたのはイギリス軍であり、ブーア市民軍ではなかった。イギリス系移民は東部辺境でアフリカーナー（ブーア）農民に合流した。……（そして）地代免除の各四〇〇〇エーカーの農場が、かつてのアフリカ人の土地の上に入植者たちに与えられた。[6]」すなわち、イギリス当局は、進出するバンツー人に強力な武力で対抗することによって、白人地域の拡大をはかったのである。要するに、それは前世紀以来の「カフィール戦争」政策の継承であった。

そして、このような白人地域の拡大につれて、原住民との接触、原住民労働力への需要も漸時拡大した。一八二八年の布令第四九号は、白人のために働くことに限ってバンツー人のケープ入域を認めた。彼らの移動はパス制度によって統制され、その管理はさきの有給地方役人に委ねられた。[7] かくして、統制された原住民労働力確保の政策が始められたが、それはまた、イギリス本国の経済と結びついた[8]輸出用羊毛の生産や都市・道路の建設を通じて、各種の賃労働が生じつつあったこととも関連していた。

他方でイギリスは、ケープにおける白人人口と諸制度のイギリス化をはかるべく努めてきた。イギリス系移民の増加はまた、ブーア人社会にはないブルジョア的な、自由主義的な気風をもたらした。とくに「一八二〇年移民」と

呼ばれた五千人の大量移民[9]は、これらの点で大きな意味をもった。彼らには奴隷の保有が許されなかった。そして、彼らの三分の二は三年以内に都市に流出してしまい、都市イギリス人と農村ブーア人という区別が基礎づけられた[10]。彼らは白人との混血が進むカラードについて寛大な扱いを主張し、その結果、一八二八年布令第五〇号はホッテントットにたいするあらゆる制限を廃止した[11]。また、二二年には英語が唯一の法廷用語とされた[12]。

したがって、事実上ブーア人だけが奴隷所有者であった。一方、近代的な機械制生産の発展するイギリスは、一八三四年に帝国全域で奴隷制を廃止した。当時のケープには、四万人の白人にたいして同じく四万人の奴隷がいたが、一八〇七年の奴隷輸入禁止以来、その価格は倍化していた。イギリスは奴隷所有者への補償金として二〇〇〇万ポンド、そのうちケープには約一二五万ポンドを支出したが、それは奴隷価格の五分の一とも見られた[13]。

かくして、イギリスによるこうした一連の措置は、ブーア人の反発をつのらせ、三五年以来のいわゆるグレート・トレック（Great Trek＝大移住）となった。グレート・トレックの直接的な目的はイギリス支配からの離脱であったが[14]、同時に、「移住する白人たちは、本来的には二つの目的、すなわち、第一にできるかぎり広い土地と多くの牛を略奪すること、第二にアフリカ人を彼らヨーロッパ人のための労働者として働かせることに関心をもっていた[15]」のであり、それはある意味では、一世紀にわたって進行しつつあった拡大運動の加速化であった[16]。グレート・トレックの結果、イギリス領ナタール（四三年）、ブーア系南アフリカ共和国（トランスバール共和国、五二年）、同じくオレンジ自由国（五四年）が成立し、後年イギリス領ケープとともに南ア連邦を構成した（一九一〇年）。

このように、白人地域の急速な拡大と、イギリス経済に結びついて拡大しはじめた輸出用農畜産物の生産は、強制労働とは別の原住民労働力のより大きな安定した確保を要求し、そのために、一方では原住民指定地政策が、他方で

は貨幣導入政策が新たに追求されることになった。

原住民指定地は、当初は、白人と原住民の間の紛争を避けるという、いわば没交渉政策の延長として設定された。しかし、同時にそれは、原住民労働力の貯水池としての役割も担わされていた。たとえば、四六年のナタール原住民土地割当委員会は八つの大ロケーション（平均面積約一五万エーカー）を設定したが[17]、五四年にナタール原住民問題委員会（五二～四年）は、これを各二・五万エーカーの小ロケーションに細分するよう勧告した[18]。この小ロケーション主義のねらいは、こうした小ロケーションを植民地全体に設置して、植民者のすべてに必要な労働力を引出すのに便利な貯水池を与えることであり、単位ロケーションの規模を制限することは、原住民の自活の条件をより少なくするものと考えられた。

原住民に賃労働を強いるには、小ロケーション政策によるその自給経済の破壊とともに、彼らに直接に現金入手の必要を強制することが一層有効であった。この目的のために、現金による徴税（人頭税、小屋税など）が行なわれ、それに見合った現金賃金が支払われた。また、原住民地域における白人による商業活動の自由が拡大され、日用品の普及を通じても現金の必要、賃労働参加の必要を増大させた[19]。そして、より多くの賃労働のためにはより少ない賃金こそが必要と考えられた。こうして、「一八六五年までに、原住民はケープ植民地のすべてのロケーションから働きに行っていた[20]」といわれるほどに、原住民の賃労働参加は拡がりつつあった。

しかし、すべての原住民が指定地に押込まれたわけではなかった。すなわち、一方での原住民指定地の設定は、その他の地域の白人用地化の過程でもあったが、それは、むしろより多くの原住民をその土地に固着させたままで白人所有地ないし王領地に組込む過程であり、彼らは一般にスクォーター（squatter＝無権利居住者）と呼ばれた。かく

して、大量の原住民が白人農場に禁縛され、労働小作制度などの中世農奴的な隷属状態におかれた。[21] それはかつての奴隷制の再編形態でもあったが、白人農民にとっては現金賃金の不要、遊休地による支払い、労働力の安定的確保という点で、また原住民にとっては家族ないし種族集団の維持、象徴的財産としての牛の保持可能という点で、ともに是認しうるものであった。同時に、こうした関係の存続は、とくにブーア人について、資本主義的農業経営がいまだ未発達であることを示していた。

しかし他方では、五〇年代からナタールにおけるプランテーション農業の発展があり、新たな農業労働力需要が生じてきた。行政当局はこの必要を満たすために、小屋税の引上げや、さらに単位白人農場あたりのスクォーター数の制限などを行なったが、白人農民の抵抗などもあって十分な効果はあがらなかった。[22] そのため、モリシアス島での経験に従って、六〇年からインド人年季契約労働者が導入された。[23] その子孫が今日の「アジア人」であり、もはや消滅しがたい人種集団に発展している。[24]

このように、とくにイギリスでの産業発展に影響されて、南ア経済もようやくその閉鎖性を打破られ、原住民の賃労働参加も一般化しつつあったとはいえ、一九世紀後半をむかえても、農業は依然として白人の主な職業であり、原住民のための主要な雇用分野であった。彼らは主として農業労働者として白人地域に入ったのである。[25]

そして、こうした原住民労働者の取扱いについて、原住民の土地禁縛を是とする地主的・農民的ブーア人はより強権的であり、逆に原住民のある程度の流動化を必要とした都市的・資本家的なイギリス人はより柔軟であったといえるかもしれない。しかし、南アにおける資本主義的要素の発展はいまだ萌芽的でもあり、ブーア人とイギリス人の間の原住民政策における決定的な相違はありえなかった。つまり、白人と非白人の間の本質的な同権を否定したことで

は、両者ともに変わるところがなかったのであり、要するに「その政策のすべてにおいて、土地の権利をヨーロッパ人に割当て、労働の義務を原住民に割当てた過程は同様」[26]であった。

(1) ケープはインド・東方航路の要衝であり、イギリスはフランスのケープ進出阻止とオランダ保護を理由にケープを占領した。イギリスのケープ第一次占領（一七九五～一八〇二年）によって、オランダ東インド会社は最終的に崩壊した（一七九八年）。ケープは、アミアン和約（一八〇二年）によって一旦はバタビア共和国（オランダ）に返還されたが、一八〇六年に再占領（第二次・正式占領）され、一四年のパリ条約によりイギリスの領有が正式に認められた。イギリスはその補償として六〇〇万ポンドをオランダに支払った。

(2) L. E. Neame, *The History of Apartheid*, 1961, p. 16.
ケープは一八〇六～二〇年に輸出入が六倍に増え、また、一八〇六～三一年はブドウ酒貿易の平安時代であった（C. W. de Kiewiet, *A History of South Africa, Social and Economic*, 1941, p. 36）。

(3) H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa 1850-1950*, 1969. p. 16.

(4) Neame, pp. 16～7.

(5) landdrost, or fierdcornet と呼ばれたが、彼らは職務の間に農業を営む治安判事であった。

(6) Simons, p. 15.

(7) S. van der Horst, *Native Labour in South Africa*, 1942, p. 12, E. A. Walker, *A History of Southern Africa*, 1957, p. 182.

(8) 「一八二五年の通貨改革は、ヨーロッパの経済体制へのケープの同化における本質的な第一歩であった。」（Kiewiet, p. 38）

(9) これはイギリス本国における失業救済策として、本国政府が五万ポンドの船賃を支弁したものであった（Kiewiet, pp.

38~9, Walker, p. 156, *The Cambridge History of British Empire, Vol. VIII, South Africa*, 2nd ed., 1963, pp. 138~9)。一八二〇~六〇年の年平均の移民数が七五〇人以下であった（kiewiet, p. 70）ことに比べて、「一八二〇年移民」の大きさが知れよう。

(10) Kiewiet, pp. 38~9.

(11) 一八二八年布令第五〇号（ケープにおけるホッテントットその他の自由有色人の状態を改善するための布令）は、浮浪罪を廃止してパスなしの自由移動を認めたほか、有色人の土地購入への制限も撤廃した（Horst, pp. 9~11, Kiewiet, p. 46, Walker, p. 170, Neame, p. 18)。ホッテントットの解放は、都市労働者への要求の萌芽を示すものでもあった。

(12) Neame, p. 17.

(13) Neame, p. 18, Simons, pp. 17~8. しかし、三五年布令第一号は、前奴隷を徒弟労働者と呼びかえただけで、部分的には以前にも増してきびしい処罰を規定した。また、前奴隷の流出によって生じた農村での相対的な労働力不足の発生を契機に出された、南アで最初の本格的な労働法といわれる四一年布令第一号（ケープ主従令 Masters and Servants Ordinance）は、二八年布令第五〇号を廃止して、前奴隷に関して規定された懲罰規定を再実施した（Simons, pp. 19~20)。

(14) グレート・トレックの基本的な原因として、ダーバン総督（S. D'urban）は「新しい政策によってひきおこされた生命や財産の不安、奴隷の喪失にたいする不十分な補償、カフィール人侵入の破壊的な損害にたいする償いを得ることの絶望」をあげた（Neame, p. 19)。また、サイモンズ夫妻は「奴隷解放、二八年布令第五〇号、法の前の平等の原則」、および「土地渇望、イギリス支配ざらい、あらゆる形態での人種的平等の拒否」をあげている（Simons, pp. 17~8)。グレート・トレックにはおよそ一万人が参加したが、それは当時のブーア人人口のおよそ三分の一であった。

(15) E. S. Sachs, *The Anatomy of Apartheid*, 1965, p. 23. しかし、白人は必ずしも土地に不足してはいなかった。

(16) Kiewiet, p. 53, Walker, p. 196.

(17) Kiewiet, p. 74.
(18) Horst, p. 49.
(19) Ibid, pp. 19～20.
(20) Ibid, p. 28.
(21) 白人農場における原住民の存在形態については Sachs, pp. 98～117 を参照。
(22) Kiewiet, pp. 84～5.
(23) インド人の賃金は、食事つきで月に一〇シリングであり、年ごとに一シリングづつ一二シリングまで上昇した。年期は三年であったが、再契約もできた。彼らは滞在五年で自由に移動でき、帰国の旅費も支給された。一八六五年には約六五〇〇人がいた。(Walker, p. 269)
(24) アパルトヘイト政策の一環としてのインド人政策について、国民党党首マランは、第一に、彼らを他国の協力によって追放または移転するよう努力することをあげていた(Neame, p. 76)。しかし、全人口の三%、五〇万人を越えるインド人を物理的に消去することは現実的には不可能となっている。
(25) Horst, p. 27.
(26) Kiewiet, pp. 75～6.

三　鉱山開発と人種差別的労働政策の形成

一九世紀最後の三分の一期における鉱山業の発展は、南アを後れた農業植民地[1]から資本主義的工農業国に発展させるうえで決定的な要因となった。また同時に、それは、近代的な資本・賃労働関係に人種差別的性格を付与する出発

点ともなった。

（1）一八七〇年までの南アは単純な農業植民地にすぎなかった。当時この地方には一つの織物工場さえなかった。簡単な車の製造、農具の修繕などが、家内工業として見られるすべてであった。商工業が割合に発展していたケープでも、全人口のうち農業に従事するものが約七五％、商業、運輸に従事するものが約一〇％であった。南ア全体で約二五万人と推定される白人の大部分は、農業に従事していた。（鈴木正四『セシル・ローズ』誠文堂新光社、一九六五年、一八ページ）

㈠　ダイヤモンド鉱業と労働者階級の発生

一八六七年に現在のキンバレー付近でダイヤモンドが発見され[1]、その後それは四大鉱山に発展した[2]。ダイヤモンド鉱山の経営は、最初は貸鉱区制によっていた。貸鉱区は三〇フィート平方を一区画とし、白人個人鉱夫によって経営（一人二区画）された[3]。

白人鉱夫たちは、彼らの特権的地位を守るために、七〇年にダイヤモンド鉱夫保護組合（Diamond Diggers' Protection Society）を結成し、七人の代表からなる鉱夫委員会を組織した。鉱夫委員会は一連の規則をつくり、原住民への採掘免許の禁止、有色人による貸鉱区やダイヤモンドの保有の禁止、雇用主による販売許可証をもたない使用人からのダイヤモンド買入れの禁止、などを約定した。委員会はまた、有色人の鉱山活動（探鉱、鉱物売買など）への免許禁止、文書による労働契約、失業原住民のダイヤモンド産地からの放逐、使用人によって保持されたダイヤモンドの没収を要求した。そして、植民地当局もこうした差別要求を実質的に認める姿勢をとった[4]。

しかし、こうした貸鉱区制はたちまち行き詰らざるをえなかった。すなわち、この制度のもとでは、貸鉱区の境界が共同の通路として残されたので、露天掘りは深部採掘によって通路崩壊＝採掘場埋没をまねき、多くの鉱夫が破産

した。そのため、七四年には貸鉱区保有制限が一〇区画に緩められ、さらに七六年にはその制限も撤廃された。個人鉱夫の破産はまた、七五年におきた世界的なダイヤモンド価格の不振にもよっていた。かくして、成功した鉱夫や商人、外国系の商人や投資家たちが貸鉱区を買収して集中し、やがて会社組織に合同した。[5]

また一方では、馬力式とう鉱ろくろ（七四年）、洗鉱機・蒸気エンジン（七五年）などの新技術が導入され、さらに八二年からは立坑掘進による地下採掘も開始された。[6] こうした採掘条件の変化やダイヤモンド価格の変化に促されて、鉱山経営の集中はさらに急速に進み、八八年にはドゥ・ベールス統合鉱山会社（De Beers Consolidated Mines Limited）による単独支配が成立した。経営統合の主な目的は、生産と価格の調整であった。[7] ドゥ・ベールスはキンバレーの鉱山のすべてと、世界のダイヤモンド生産の九〇%を支配した。[8]

こうしたダイヤモンド鉱業の発展は、[9]「南アの最初の産業共同体」[10]を創出することによって、「はじめて近代的な資本と労働の問題」[11]を出現させた。そして、「社会・経済政策の発祥地かつ実験場」[12]としてのダイヤモンド産地は、その後展開される産業・労働政策と白人労働運動とに、人種差別的性格を不抜の要素として付与することになった。

ダイヤモンド鉱業は、より大量で恒常的な労働力を必要とすることによって、労働者階級を発生させたが、そこでは高熟練・半熟練（監督）労働者としての白人労働者と、不熟練労働者としての原住民労働者という人種差別的労働力編成が最初から行なわれた。

白人鉱山労働者は二様の内容をもって調達・形成された。すなわち、鉱山技術の改善とくに地下採掘の開始につれて一層重要となった高度の熟練労働者は、現地では得られず、外国とくにイギリスから特権的高賃金をもって導入されねばならなかった。したがって、熟練労働者すなわち外人労働者であった。移民労働者は鉱山地帯の白人人口の四

分の一を占めたが、その半数以上はイギリス系であった。しかし、もちろん移民のすべてが熟練労働者であったわけではなかった[13]。

一方でダイヤモンド産地は、現地白人をも大量に引きつけた。すなわち、鉱山ブームのもとでの土地投機と原住民農業労働者の流出は、アフリカーナー農民の急速な分解を促し、その脱農、鉱山流入をもたらした[14]。そして彼らは、農村における主従関係や、原住民と手労働にたいする偏見を鉱山にもちこんだ。すなわち、彼らのほとんどは無学文盲、未訓練であり、そのため不熟練労働にしか適応しえないはずであったが、彼らはそれを「カフィール・ワーク」として拒否し、必要な技能をもたないままに、不相応な監督的地位と相対的高賃金とを得ることになった。また、雑多な出身者によって構成された個人鉱夫も、貸鉱区制の破綻によって、その多くが雇用労働者に転落し、そしてまた、鉱山経営の整理統合過程を通じても、多くの破産者、失業労働者が生み出された。

かくして白人労働者階級が出現したが、彼らは原住民労働者を階級的兄弟と見ることができず、むしろ競争者として対抗した。彼らは、原住民を差別することを通じて自らの特権的地位を確保しようとする、労働貴族的性格を最初からもっていた。それは、八〇年代からようやく形を成してきた白人労働運動を通じて、それぞれの時期に如実に示されている。

したがって、こうした白人労働者の特権的高賃金を埋合わせるには、極低賃金で働く原住民労働者の大量かつ安定的な確保が必要であった[15]。実際、ダイヤモンド鉱山は原住民労働力には必ずしも不足しなかった。問題は原住民をいかにして低賃金・無権利・不熟練の状態に維持するかであった。かくして、農村部における原住民指定地（とそこでの自給経済の破綻状況[16]）と鉱山でのコンパウンド（compound＝隔離宿舎）制度とを基礎とする出稼ぎ的な移動労働

制度（migratory labour system）が一般化した。

コンパウンドは原住民労働者のための男子単身者用寄宿舎であり、それは当初、原住民鉱山労働者によるダイヤモンド窃盗防止[17]と副次的には酩酊による欠勤防止[18]を目的として、八〇年代に会社経営の発展とともに普及した。コンパウンドでの規制は最初は比較的ゆるかったが、管理要員の節減、窃盗・酩酊の防止強化や社会的悪風の浸透防止などを理由に、やがて閉鎖式コンパウンドが採用された[19]。これによって原住民鉱山労働者は、雇用契約期間中は原則として一切外部に出ることなく、直結されたコンパウンドと作業現場（主に坑内）とを往復することだけを許された。かくして、コンパウンド制度の最大の意義は、最低経費で確保した原住民鉱山労働者に一方的で劣悪な労働条件を強いることであり、また彼らを隔離状態におくことによってその社会的覚醒を阻止することであった[20]。

そして、このコンパウンドでの単身生活は、原住民指定地での家族生活を前提とし、したがって指定地への周期的な帰還を前提とするものであった。かくして、家族を含む基本的な生活の場を原住民指定地での部族共同体的諸関係のなかに維持しながら、成人男子が遠く指定地外（鉱山・都市・農場）に単身で働きに行き、一年前後の雇用期間の後周期的に解雇され、帰還させられるという出稼ぎ的な移動労働制度が一般化した。

この制度は、原住民からの土地収奪の結果としての、原住民指定地における一部弱化した部族共同体的諸関係の存続に依存し、同時に、雇用者（成人男子）と雇用期間（一年前後）を雇用主側が限定し、それを行政当局がパス制度（移動統制など）によって権力的に支持・固定化してきたところに重要な特徴があった。そしてとくに、最大限にこの制度に依拠した鉱山資本にとって、その意義はつぎの点にあった。

第一に、この制度によって原住民の極端な低賃金が可能とされたことである。すなわち、指定地での部族共同体的

諸関係の存続は、原住民内部での相互扶助の慣習を伴い、したがって、鉱山資本は原住民労働者の老廃や家族の扶養を顧慮することなく、原住民男子の賃金を基本的には単身者の賃金でよいと考えることができた。

第二に、こうした定期的な解雇・帰還は原住民の熟練を阻止し、それによって、その実際の熟練度のいかんにかかわらず、彼らを永久に不熟練・低賃金労働者の地位に維持できると考えられた。

第三に、同じく、そうした定期的な解雇・帰還は、原住民を部族共同体的社会関係に縛りつけるとともに、彼らの労働者階級としての定着とその組織的行動を阻止し、全体として彼らの前近代的な部族意識の温存と、無権利状態の維持を可能にするものであった。

かくして、ダイヤモンド鉱業は、すでに生じつつあった原住民の賃労働参加を歪んだ形で一般化した。すなわち、原住民の完全な意味での脱農＝脱部族＝賃労働者化は意識的に阻止され、つまり挙家離農が阻止され、農民＝労働者という過渡的・中間的な形態が政策的に創出され、維持されることになった。そしてこの形態は、鉱山業の発展によって生じた他の補助的諸産業における雇用制度をも規定した。

ともあれ、原住民の鉱山への到来は、「部族の生活や経済の崩壊の証左であった。この後原住民問題は同様に都市・産業問題であり、もはや単に農村問題ではなかった。」[21] そして、こうした都市的・労働者的な原住民の統轄にも、農村での原住民政策がそのまま持込まれた。七一年には、ケープ主従法（Masters and Servants Act, 1841）が併合されたキンバレーにも適用され、それは使用人（原住民）の契約違反を刑事罪とするとともに、パス（証明書）による行動統制を規定していた。[22] パス制度による原住民の移動統制の強化は、移動労働制度の維持にとって不可欠であった。

かくして、一方での特権的な白人熟練・監督労働者と、他方での低賃金・不熟練の原住民移動労働者という労働市場および労働力編成の基本的パターンが、早くもこの時代に形成された。[23]

(1) キンバレーはオレンジ川以北にあり、したがってイギリス領ケープには属さない地域であったが、イギリスは、この地域の帰属が未確定なことと、現地住民グリカ族（混血）の保護を理由に、七一年にこの地域をケープに編入した。その後イギリスは、オレンジ自由国に九万ポンドの補償金を支払うことで紛争を終らせた（七六年）。

(2) 四大鉱山は一八七一年までに発見された。四大鉱山での貸鉱区数はつぎのようであった。

	一八七一年	一八八〇年
デゥ・ベールス（De Beers）	六二〇	六〇九
キンバレー（Kimberley）	四六〇	三九八・七五
デゥトワパン（Dutoitspan）	一四四一	一四五三
バルトフォンテイン（Bultfontein）	一〇六七	一〇〇三
合計	三五八八	三四六三・七五

（出所）一八七一年については S. van der Horst, *Native Labour in South Africa*, 1942, p. 67, 一八八〇年については G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar in South Africa*, 1961, p. 21.

(3) 貸鉱区における労働力構成と賃金はたとえばつぎのようであった。

白人職長（アフリカンダー）……月に五ポンド＋発見物の五％＋宿泊（四～五ポンド相当）

白人労働者（二～三人）……週一〇～一五シリング＋食事

カフィール人（五～一〇人）……週に八シリング＋食事

（出所）Doxey, p. 18, Horst, p. 80.

（4）H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa 1850–1950*, 1969, pp. 37～8.

（5）Doxey, p. 20, Horst, p. 77. 七〇年代を通じておよそ三五〇〇あった貸鉱区は、八五年には九八（四二会社＋五六個人）にまとめられた（Simons, p. 40）。

（6）Horst, p. 78.

（7）C. W. de Kiewiet, *A History of South Africa, Social and Economic*, 1941, p. 94.

（8）Simons, p. 40.「ドゥ・ビールスの独占的機構と政治的影響力は、採掘技術を合理化して、労働者・産出高・市場・価格のきびしい統制を実施するのを可能にした。作業原価は統合後の一〇年間に半分にまで低落した。……配当は一八八九年の五％から九三年の二五％へ、また九七年には四〇％に上昇した。」（Ibid., p. 43）これはセシル・ローズ（C. Rhodes）らの個人所得として、新たな金鉱業の支配を可能にした。

（9）ダイヤモンド輸出の年平均価格はつぎのようであった（Horst, p. 66）。

年	ポンド価
1865～9	5,000
1870～4	1,027,000
1875～9	1,905,000
1880～4	3,417,000
1885～9	3,717,000

ダイヤモンド鉱業の発展は、牛車輸送や鉄道・道路・港湾の建設を刺激し、また農産物需要の拡大によって農業生産を刺激した。

（10）（11）Kiewiet, p. 89.

（12）Ibid., p. 90.

(13) Horst, p. 81, Simons, p. 35.

(14) 鈴木正四『セシル・ローズ』二二ページ。農民層の分解にはフロンティアの消滅、均分相続による土地細分化の進行、農業技術・生産性の低さ、水害、干ばつ、病虫害等々の事情も作用していた（S. Patterson, *The Last Trek*, 1957, p. 137）。これはその後重大化するプア・ホワイトの端初であった。

(15) 原住民賃労働者の安定的な供給増大をはかるために、原住民首長への賞与支給、手配人の配置、小屋税の引上げ、結婚手数料の徴収、原住民用消費材への輸入関税の賦課、土地の細分化、私的地権証書の交付、スクオーター保持への課税等々が行なわれたが、とくに、人頭税（現金による）の強化は基本的に重要であった。そしてさらに、より多くの原住民を賃労働に引出すためには、可能なかぎりの高現金税と可能なかぎりの低賃金こそが必要と考えられた。

(16) 人口集中と土地不足、農業技術・経営の拙劣さ、鉄道・道路の政策的欠除、現金需要の増大等々は、指定地での自給農業の破綻と成人男子による域外賃労働への依存の相互拡大という悪循環を生んだ。

(17) 年に二～三百万ポンド価が窃盗・密売によって失なわれたといわれ、このため八二年にはダイヤモンド取引統合法（Trade in Diamonds Consolidation Act）がつくられたが、不正売買を抑えきれなかった。また八三年には労働者の検身制度が実施されたが、白人労働者のストライキによって、白人の検身だけは停止された（Doxey, pp. 24～8, Simons, p. 41）。

(18) かつては月曜日には原住民の⅓～½が深酒で欠勤したという（Doxey, p. 34）。

(19) 閉鎖式コンパウンドは八五年ごろから採用された。コンパウンドは鉄条網で外部と遮断され、一室に二〇～四〇人が収容され、日用品・食料などはコンパウンド内の鉱山直営の売店で買わされる。

(20) コンパウンド内の原住民は、外部の労働運動や社会運動からも無視され、彼らの間での部族意識の存続とともに、つねに後れた役割を担わされてきた（Simons, p. 46）。

(21) Kiewiet, p. 91.

(22) Horst, p. 73.

(23) 八〇年代の四大鉱山における雇用者数は、白人一～三千人、非白人一万人前後であった（Horst, p. 85）。

(二) 金鉱業の発展と原住民低賃金政策の追求

ダイヤモンド鉱業の勃興から生じた産業・労働政策の新しい特徴は、一八八六年以来の金鉱業の発展を通じて、さらに大規模に展開された。

一八八六年に、ウィットワーテルスランド（通称ランド、現在のヨハネスブルグ一帯）で金の大鉱脈が発見され、つづいて八七年には近くで良質の粘結炭も発見された。金はその採掘や鉱石処理の技術条件などから、個人鉱夫の活動の余地は最初からなかったが、一方では、ダイヤモンド鉱業を通じて一定の資本がすでに形成されており、それがすぐに金鉱開発に進出した。すなわち、八七年には、セシル・ローズ（C. Rhodes）らによって南ア金鉱会社（Gold Fierds of South Africa Limited 持株会社）が設立され、これによって金・ダイヤモンド・石炭が同一資本の支配下に入った。[1] そして、九〇年代前半における鉱石処理技術の進歩（シアン化処理法の開発）は、金抽出率を五〇～六〇%から九五%に高め、その結果二～三千フィートからさらには四千フィートの深層採掘をさえ採算可能にした。[2]

しかし、一方では金鉱業の発展にとって不利な条件もあった。

第一に、ランドと海港間の交通の完全な未発達とそれによる全般的な高物価であった。[3] それは諸資材の高価格だけでなく、高生活費にもとづく高賃金を強いるものでもあった。

第二に、トランスバール政府の地主的・寄生的政策であった。すなわち、政府は産業育成に積極的な施策を講ずることなく、ただ国庫歳入の増加とイギリス系資本の一層の進出の排除という立場から、高関税や独占的製造許可とい

う政策をとり、そのためダイナマイトやセメントなどの資材価格を一層高くした。[4]

第三に、全般的な労働者不足とそれによる高賃金・高労務費であった。[5]それはランド金鉱業の立地条件（内陸の無人地帯であること）からも、またその技術条件（本格的な地下採掘と化学的鉱石処理の必要なこと）からも当然であった。

こうした状況に対処するために、八九年に鉱山会社は、ウィットワーテルスランド鉱山会議所を結成した。鉱山会議所は、一定の共同の便宜をはかることを目的としていたが、とくに原住民貨幣賃金の引下げ、鉱山全体での共通賃金水準の確立、徴募経費の引下げに強い関心をもち、[6]そのため鉱山会議所は、九三年に原住民労働部を設置した。[7]

鉱山会議所は、原住民鉱山労働者の徴募経費を引下げるために、従来の主として徴募請負人（や首長）に依存する徴募制度を改革する必要を認めざるをえなかった。

なぜなら、第一に、金鉱会社は調達された原住民について、その雇用契約期間に応じた手数料を請負人に支払わねばならなかったからである。[8]とはいえ、会社はその手数料分を普通はその原住民の賃金から差引いたので、彼らはそれをきらって逃亡し、新しい雇用口を自分で見つけることになった。これは初期の労働者不足の時期にはとくに多くおこった。

第二に、徴募請負人が原住民の自由意思による直接の応募を阻止して、自らの成果としたことである。このため人身の略奪がおこり、会社も無用な手数料を支払わされた。[9]

第三に、徴募請負人は、自己の成果を高めるために鉱山での労働条件を誇大に宣伝し、それが金鉱山での労働を不人気にしたことである。[10]

このため鉱山会議所は、個人による徴募請負制度にかえて、会議所自身による集中的徴募を具体化した。すなわち、九六年には原住民労働供給協会（一九〇〇年にウィットワーテルスランド原住民労働協会 Witwatersrand Native Labour Association＝WNLAと改称）が組織された。この組織は、南ア以外のとくにポルトガル領東アフリカ（モザンビーク）や中央アフリカでの原住民徴募に従事したが、こうした域外での原住民徴募にはつぎのような意味があった。[11]

第一に、南ア以外の広大な労働力資源の動員である。かくして、ランドの原住民労働者の半分がモザンビーク出身者となった。

第二に、移動労働制度を定着させることである。すなわち、彼らはあくまでも外国人労働者として永住権を否定され、したがって定着労働者となることも適法的に阻止されえた。

第三に、南アと他領土との相互依存関係を発展させることである。実際南アへの原住民労働力供給は、モザンビークのポルトガル当局にとって最大の確実な財政収入源となっている。それは旧イギリス高等弁務官領（バストランド、ベチュアナランド、スワジランド）についても同様である。[12]

さらに、全般的な労働力需要の増大のなかで、それぞれの国家あるいは植民地当局は、原住民の賃労働参加を促すための種々の法的措置を講じた。すなわち、九二年の改正ロケーション法（ammended location law ケープ）は、私有ロケーション（白人所有地）にあって義務労働を要求されないすべての原住民男子に免除料（年一ポンド）を要求し、それによって原住民の分散・賃労働者化をはかろうとした。さらに、九四年のグレン・グレー法（Glen Grey Act ケープ）は、共同体的土地保有を私的土地所有にかえることによって、原住民の階層分解・窮乏化を促そうと

するものであった。そして、成人男子で分割貸与地をもたない者（つまり家長でない者）、または労働税（年一〇シリング）未納者、または前年に地区外で三カ月間働いていないか現に地区内で雇用されていない者について、科料または重労働が課せられることになった。[13]

トランスバールでは、小屋税（年一〇シリング）が制定された（九五年）が、そこでは妻の数だけ小屋があることが前提されたので、それは実際上「人頭・妻税」であった。さらに、病人や政府・役人による雇用者を除く二一才以上の全原住民男子に年二ポンドの人頭税が課せられた。また、九四年からは、同じく二一才以上の非雇用原住民男子に道路税（年二シリング六ペンス）が課せられた。そしてさらに、オレンジ自由国（九三年）とトランスバール（九五年）のスクォーター法（Squatters Law）は、一定家族数をこえるスクォーターの維持に重税（一〇家族をこえる分につき各五ポンドなど）を課した。しかし、これらの措置は、白人農民の抵抗や南ア戦争による混乱などによって必ずしも実効をあげなかった。[14]

このような鉱山会議所による集中的徴募と政府による原住民労働者の創出政策とを背景に、鉱山会議所は、原住民労働者についての賃下げ協定を指導し、また最高基準賃金・最低労働時間・最高配給食料などについて協定した。たとえば、九七年の原住民賃金表の改訂は、原住民の日給を一シリング～二シリング六ペンスとし、また熟練報賞として雇用原住民の七・五％に限って特別賃率を適用しうるとした。[15] これによって、労働者不足のために鉱山会議所結成後も上昇していた原住民賃金が、その後は傾向的に実質的な低下を見ることになった。そして、これらの措置は、原住民労働力の確保についての鉱山会社間の競争を防ぎ、劣悪な労働条件の放置を許す結果となった。[16]

一方、イギリス系鉱山資本とその直接的な代弁者であるケープ政府、そしてイギリス本国政府は、トランスバール

政府の反イギリス政策を傍観することなく、その金産地の領土的併呑を策してきた。[17] そうした干渉の結果は一八九九～一九〇二年の南ア戦争（ブーア戦争）であり、かくして、南アにおけるイギリスの全一的支配が確立された。「イギリス資本の市場独占欲――これがブーア戦争を生む基礎である。世界第一の金山ウィットワーテルスランドをもつトランスバールの支配、これがイギリス資本の欲求であった。[18]」また、「カフィール労働者と白人労働者の、十分で、低廉で、恒常的で、安定した供給を保障すること」[19]が、イギリスの重要な戦争目的であった。

したがって、イギリスによる戦後復興政策の中心も金鉱業の再建におかれたが、そのためには、戦争によって生じたとくに原住民労働者の不足を解決することが必要であった。[20] しかし、不熟練職への原住民にかわる白人の導入（白人不熟練労働者の輸入案）は、それが「文化的」賃金にそぐわないという白人労働組合からの反対によって実現しなかった。[21] かくして、一九〇四年のトランスバール労働力輸入令（Transvaal Labour Importation Ordinance）によって、中国人苦力が輸入されることになった。これにたいして白人労働組合は、中国人が不熟練労働にのみ雇用され、高賃金の白人労働者とは競合しないこと（労働力輸入令は五五の表示職種について中国人の雇用を禁止した）を条件に、その導入に賛成した。[22] 要するに、白人労働運動の基本的立場は、不熟練白人の導入は彼らがすぐに競争者に成長するが故に反対であり、また自らは危険な不熟練労働を拒否し、これを中国人のすべきものと考える、ということであった。しかし、こうした中国人鉱山労働者の奴隷的待遇がイギリス本国でも政治問題化し、その結果、〇七年には労働力輸入令は廃止され、そして彼らは契約満了とともに本国送還された。[23] 同時に他方では、モザンビークからの労働力輸入がさらに拡大され、原住民労働力確保のための安全弁としての役割が強められた。

そして、南ア戦争後のイギリスによる南アの全一的支配は、いまだすべての有色人を熟練労働から排除しておくほ

どには高くも厳しくもなかったカラーの障壁を、一層強める方向に作用した。それは南ア戦争によって決定的に拡大された白人内部の広範な分裂を、カラーの矛盾に転化することによって収拾しようとするものであった。すなわち、一九〇三年の鉱山工場機械令（Mines, Works and Machinery Ordinance）は多くの熟練・半熟練職を白人用に留保したが、それは翌年の（中国人）労働力輸入令でも確認され、さらに南ア連邦成立後の産業・労働立法にも引継がれた。それは、鉱山労働のなかで実証されつつあった原住民労働者の熟練労働者としての使用可能性を否定し、それによって鉱山資本の利益を狭めるという矛盾を伴うものであった。[24]

かくして、イギリスの全一的支配のもとで、白人労働運動は一層人種主義的になり、また鉱山資本の利害を代表したイギリスの支配自体が、ブーア人支配下にもまして人種差別を強める方向に進んだ。それは、鉱業の発展を背景とした新しい人種的・民族的・階級的諸関係の展開の一つの必然的な結果であった。

(1) G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar in South Africa*, 1961, p. 42, 鈴木正四『セシル・ローズ』七二～五ページ。

(2) S. van der Horst, *Native Labour in South Africa*, 1942, p. 127.

(3) ヨハネスブルグから海港までの輸送費は、一八八九年にはトンあたり三〇ポンド（牛車）、九〇年代後半には六～九ポンド（鉄道）であった（Doxey, p. 43）。

(4) トランスバール政府は、合同産金法（八六年）によって直ちにランドを国有化して、貸鉱区制をしいた。その結果、「一八八六年以後、トランスバール共和国の歳入の一〇分の九は、この鉱山地代および補助産業の独占権売却によってまかなわれた。これによって……共和国は鉱業利潤の一部に寄食する寄生国家となってしまった。」（鈴木、前掲書、七三ページ）九五年には、ダイナマイト一箱がドイツでは二一シリング、ヨハネスブルグでは八七シリングであり、またセメント一樽

は、ヨーロッパでは五シリング六ペンス、トランスバールでは四四シリングであった（Doxey, p. 43）。

(5) 九四年の主要六〇社の支出合計四五〇万ポンドは、①ヨーロッパ人の俸給・賃金、②原住民の賃金・食料、③燃料・爆薬その他の資材経費によって三等分された（Horst, p. 128）。

(6) Horst, pp. 129～30.

(7) E. S. Sachs, *The Anatomy of Apartheid*, 1965, p. 150.

(8) 普通は原住民一人につき四ポンドが請求されたが、それは鉱山における原住民労働者の経費（賃金＋食費）のほぼ一カ月分に相当した（Horst, p. 192, and p. 192）。

(9) また、原住民が鉱山に往来する途中で通過する地域の白人農民が彼らに（通交料として）無償労働を要求したり、役人が「通過料」を強奪することも少なくなかった。

(10) Horst, p. 131～2. このため、悪質な徴募請負人を取締るため、その後請負人の免許制度（ナタールでは九六年、ケープでは九九年）が採用された。また、ランド行きのための補給所の設置や、ランドからの送金の便宜がはかられるようになった（Horst, p. 136）。

(11) Doxey, pp. 55～6.

(12) 鉱山会議所は、集中的徴募の体制を強化するために、南ア連邦成立後の一九一二年に、南ア国内とイギリス高等弁務官領での徴募を担当する原住民徴募会社（Native Recruiting Corporation＝NRC）を組織した。また、白人商人たちも、代金支払不能者をその徴募事務所に送った。

(13) Horst, p. 148～51, Sachs, p. 128, 鈴木、前掲書、一二三～四ページ。

かくして、原住民に賃労働を強いる人頭税は、小屋税などの変型をうみ、さらには賃労働参加による免税という形態を派生させていた。

(14) Horst, pp. 152~3.

(15) Ibid., pp. 130~1.

(16) Sachs, p. 149.

ちなみに、ランド金鉱山における人種別の労働者数および賃金はつぎのようであった（鈴木、前掲書、七六パージ）。

	労働人口		月収労働賃金（六七～八一鉱山平均）	
	白人	原住民	白人	原住民
			ポンド シリング ペンス	ポンド シリング ペンス
一八九三年	四、〇四六人	二九、五〇〇人	二一 六 〇	三 一 一
一八九四年	五、三六三人	四〇、〇八八人	二一 一四 〇	三 三 六
一八九五年	六、八〇七人	五〇、六五八人	二三 一四 〇	三 〇 一
一八九六年	七、四三〇人	四七、〇九七人	二六 〇 〇	二 九 九
一八九七年	八、〇六〇人	五〇、七九一人		
一八九八年	九、四七六人	六七、七九七人		

ただし，1ポンド＝20シリング＝240ペンス

(17) 南アの金・ダイヤモンドを支配したセシル・ローズは、九〇年にはケープの首相となった。彼は反英・親独政策をとるトランスバール政府を転覆すべく策謀したが、「ジェームソン侵入事件」（九五年）という露骨な武力侵略事件の失敗により、九六年に辞任した（吉田賢吉『南阿連邦史』富山房、昭和一九年、第一二章）。

(18) 鈴木、前掲書、二〇八パージ。

(19) H. J. and R. E. Simons, *Class and Colour in South Africa 1850-1950*, 1969, p. 62.

(20) トランスバール労働委員会（Transvaal Labour Commission）多数派（三委員）報告書（一九〇四年）は、推定必要数四〇三、三二八人、就業者数一八一、九二九人、不足数二二一、五九九人とした。多数派委員は、手労働分野における原住民労働の適性と、労働力不足の原住民による充足の不可能性とを認め、中国人導入の必要を示唆した。一方、少数派（二委

員）報告書は、中国人導入に反対し、白黒労働者間の固定比率の採用を主張したが、これは後の白色労働政策の基本原理となるものであった。また、南ア原住民問題委員会（South African Native Affairs Commission 一九〇三～五年）は、不足数を三〇七、五二八人とした。（E. A. Walker. *A History of Southern Africa*, 1957, p. 511, Horst, pp. 169～70, Simons, pp. 80～1）

(21) Doxey, p. 58.

(22) Simons, pp. 82～3, Horst, p. 171.

(23) 中国人輸入総数は六三、四五三人、最高時五七、八二八人（〇七年）であった（Doxey, p. 58）。彼らの平均経費は三〇交替で五〇シリング十食料十宿泊（コンパウンド）であり、また一週六〇労働時間であった（Horst, p. 172, Simons, p. 83）。

(24) 鉱山資本にとって、カラーバー（colour bar＝人種的な職域差別）の単純な拡大は、むしろその利益に反するものであった。それは白黒労働者の極端な賃金差によっても明らかである。そのため、一八九六年には爆破証明書を白人にのみ発行する（有色人は助手とする）ことがトランスバール国民参議会で採択されたが、一方では翌九七年に、最下級の監督労働が原住民にも解放された（Simons, p. 56）。その後、白黒労働者間の比率は漸時白人の側の比率低下となっており、それが白人労働運動の鉱山資本にたいする不信と、原住民労働者への敵意の大きな要因となっている。

四　南アの資本主義的発展と全般的産業カラーバーの構築

(一)　南ア連邦の成立と原住民土地・労働立法

一九一〇年の南ア連邦の成立は、南ア戦争で相争ったイギリス系鉱山資本とブーア系農民の間の妥協と基本的利害

の一致を意味した。同時にそれは、南部アフリカにおける小領土分割状態を不完全ながらも終らせることを通じて、金鉱業の発展によって先導された南アの資本主義的発展に一つの有利な条件を与えるものであった。そして、その資本主義的発展のための重要なテコとして、またそうした資本主義的発展が必然的に伴なう諸矛盾への対応策として、人種差別的産業・労働政策が、法体系の整備を伴なって展開されることになった。

連邦成立後にも、南ア経済の基礎は金鉱業にあった。したがって、産業・労働政策も鉱山業を中心に展開された。金鉱業のひきつづく拡大は、原住民労働力への需要をさらに増大させ、鉱山資本にとって徴募体制の強化が必要であった。このため鉱山会議所は、一二年に新たに原住民徴募会社（NRC）を組織して、とくに南ア国内と三イギリス高等弁務官領での徴募活動にあたらせた。また、一方では政府も、モザンビーク原住民輸入のための政府間協定を漸時拡大して、ランド原住民労働協会（WNLA）の活動拡大を援助する立場にあった。

こうした外国系原住民の大規模な導入は、さきにも見たように、①広大な国外労働力資源の動員、②移動労働制度の定着化、③南アによる南部アフリカの政治的・経済的支配の強化[2]、という意味に加えて、とくに移動労働制度の維持・拡大とのかかわりにおいて、さらに、④労働力需給における季節的変動に対応し、⑤同じく景気的変動に対応し、⑥事実上の熟練労働者を極低賃金で確保し、⑦賃金・労働条件などの劣悪な鉱山にも労働力の確保を可能にするという意義があった[3]。こうして外国系原住民は、労働力供給における変動防止と低賃金維持のための二重の安全弁となり、かくして鉱山業や他の諸産業の発展を支えた[4]。

さらに他方では、こうした原住民労働力需要に国内的に応じるために、新たな土地収奪立法が成立した。すなわち、一三年の原住民土地法（Native Land Act）である。それは、人口の三分の二を占める原住民に全土の七・三%

だけを割当て、それ以外の「白人地域」では原住民による土地の購入や借入れを禁止することを規定した。しかし、白人農民の移転を伴なうような原住民指定地の設定は、彼らの反対によって進展せず、その結果、原住民指定地の細片化とその経済的自立性の欠除は避けられなかった。[5] しかも、こうして与えられた原住民指定地でさえ、原住民の「最高首長」たる総督（＝南ア政府）によって、いつでも取りつぶしが可能であった。[6] そして同時に、「白人地域」に住む原住民（スクォーター）の地位も一層低められ、つねに退去を要求されうる立場に置かれることになった。

かくして、原住民指定地における人口過剰と貧困化、そして集約的経営に向いつつある白人農場における原住民の追出しや牛の略取が進展し、それらは原住民の一層の浮浪者化をもたらした。彼らは、都市における原住民労働力需要にも促されて、都市への大量の不法流入をひきおこし、都市の住宅問題（スラム化）や食糧問題を深刻にし、また農村の低賃金を都市の低賃金にした。こうして、新しい未発達の都市工業は、不熟練・低生産性・低賃金・中世的労働条件で働く原住民賃労働者によって補強されることになった。[7]

このように、原住民土地法は「王領地と私有地、とくに不在地主の私有地におけるスクォーターの集団を解体させることによって、（白人間に）原住民労働力のより公平な分配を保障すること」、[8] つまり「アフリカ人が土地を所有したり借入れたりする権利をさらに奪い、また彼らが独立した生計を営むいかなる可能性をも否定して、それによって彼らがヨーロッパ人のための労働者にならざるをえなくさせること」[9] を目指すものであった。すなわち、土地収奪→生計破壊→賃労働者化であり、「実際、アフリカ人の土地保有に関する南アの全ての法律は事実上労働法であ」[10]った。

こうした原住民土地法によって促進された都市的・労働者的原住民の増加は、彼らの低賃金の故であったと同時

に、諸産業の発展がもたらす技術的条件の変化（種々の程度の半熟練職種の拡大）にもそうものであった。たとえば鉱山業は、その機械化の進展のなかで、ドリル研ぎなど様々な程度の半熟練作業を生み出し、それは低賃金の原住民労働者にも十分に適応可能なものであった。そして、資本の側はこうした客観的事実を利潤拡大に利用しようとし、一方、白人労働運動はそれを自己の既得権への侵害として敵視した。連邦成立以来の産業・労働立法は、こうした白人労資間の対抗関係を反映しているが、少なくとも第二次大戦を迎えるまでは、アフリカ原住民の政治的・社会的力量をほとんど考慮する必要はなかった。[11]

すなわち、連邦成立後最初の労働立法である一一年の産業調整法（Industrial Regulation Act）は、原住民労働者の側での契約違反を刑事罪とし、契約期間中のストライキも刑事罪とした。また同じく一一年の鉱山労働法（Mines and Works Act）は、鉱山業における半熟練職種の拡大（原住民雇用の拡大傾向）という新しい状況を反映しつつも、全体的には白人労働者の権利の確認を示していた。すなわち、同法は一定職種についての資格証明書の発行（事実上白人にのみ発行）を規定し、それを通じて原住民坑夫にたいする白人職長の数を指定（つまり白黒労働者の比率を指定）するものであった。[12] こうして、原住民労働者を犠牲にした白人労資間の妥協が立法の形式をとってはかれらた。

しかし、やがて勃発した第一次大戦は、それを契機に南ア独自の第二次産業を発展させるとともに、[13] 多くの白人労働者を入隊させることによって、原住民労働者の進出を促した。それは金鉱業についても同様であった。しかし、戦時における国内安定への配慮から、一八年七月に、鉱山会議所と南ア職業同盟[14]（South African Industrial Federation）との間に「現状維持協定」（白人雇用者の雇用範囲に関する当座の既存の地位の維持についての協定）が結ば

れた。かくして、白人労資間の妥協は戦時において維持された。[15]

しかし、こうした妥協は戦後不況のなかで崩壊せざるをえなかった。すなわち、戦時を通じて、金価格が騰貴したのと同時に、金の生産コストや賃金も上昇していた。たとえば、一三～一八年に原住民賃金が九%上昇した一方で、白人賃金は六〇%上昇していた。したがって、もしもイギリスが戦前水準で金本位制に復帰すれば、現状では三九鉱山中二二鉱山が閉鎖され、その結果一万人の白人と数千人の原住民が解雇されるはずであった。そこで鉱山会議所は、二一年一二月に「現状維持協定」の改訂（地下労働の再編など）を提起し、白黒労働者比を一対一〇・五とすることを決定した。しかし、これによっても二千人の白人労働者が一時的に失業するはずであり、南ア職業同盟は一対三・五の比率を固執した。[16] そして、この譲りがたい白人労資の利害対立は、翌二二年一～三月の空前の「ランド・スト」となったが、それは政府の支援を受けた鉱山側の全面的な勝利に終った。[17] このストライキにおいても、原住民労働者の参加は、白人労働運動にとって全く考慮外のままであった。

争議に勝利した鉱山側は、白人労働者比の引下げ、労働者一人あたり平均賃金額の引下げ、作業原価の引下げに成功した。[18] 一方、白人労働運動は、ストに敗れたとはいえ、その後の白人保護＝原住民差別立法の制定に大きな影響を与えることになった。[19] そしてさらに、白人労働運動は、その指導政党たる南ア労働党を通じて、危機を深めるプア・アフリカーナーを代表する国民党と提携し、政府（南ア党）＝鉱山資本と対抗することになった。それは二四年の国民党・労働党連立政府として結実し、白人労働運動は、政府支持勢力として、その後の人種差別的な産業・労働立法を推進して行くことになった。

（1）南アは、オーストラリアやニュージーランドなどとともに、入植植民地としての性格をもち、不抜の白人社会の成立を背

景として、二〇世紀初頭に相前後して自治領国家として独立した。南アにおいては、非白人の政治的権利などをめぐって対立があったが、イギリスはその問題の結着を連邦政府に委ねることによって妥協(責任回避)した。南ア連邦は四州(state ではなく province)からなる中央集権国家であり、二院制議会をおいたが、白人人口の六〇%を占めるブーア系が政治の主導権を握ってきた。

(2) G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar in South Africa*, 1961, pp. 55~6.

(3) S. van der Horst, *Native Labour in South Africa*, 1942, p. 219. ただしホルストは、④⑤についてはもっぱら労働力供給の観点から指摘している。また鉱山での移動労働について、さらにドクセイは、①寿命の不確実な鉱山への原住民の定着への危惧、②外国系原住民の利用、③単身者用低賃金、④政府による定着反対、を指摘している(Doxey, p. 92)。

(4) Horst, pp. 223~4.

(5) たとえば、政府任命の原住民土地委員会(Native Land Commission=ビューモント(Beaumont)委員会、一五年)でさえ、この限られた土地面積では原住民人口の半分しか養えないことを認めた(C. W. de Kiewiet, *A History of South Africa, Social and Economic*, 1941, p. 200, E. S. Sachs, *The Anatomy of Apartheid*, 1965, p. 45ff.)。

(6) Sachs, pp. 41~4.

(7) Ibid., pp. 69~73.

(8) Ibid., p. 50.

(9) Ibid., p. 41.

(10) Ibid., p. 51.

(11) アフリカ原住民の組織的活動がなかったわけではない。すなわち、一九一二年一月には、帰国した四人のアフリカ人弁護士を中心にアフリカ人民族会議(African National Congress=ANC)が結成された。結成の目的は①原住民を一つの組

織に統一し、②彼らにその権利と義務について教育し、③彼らの間に兄弟の感情をつちかうことであり、また、具体的課題として①カラーバーの撤廃と、②議会における原住民の公正な代表選出の保障とを要求し、さらに、原住民土地法に反対して代表団をイギリス本国に派遣した（L. E. Neame, *A History of Apartheid*, 1961, pp. 41～2)。その後もＡＮＣを中心として、パス制度反対などの集会、デモ、ストライキ、ボイコットなどが行なわれたが、意味ある成果はほとんど得られなかった。彼らは南ア・インド人会議（一八九四年にＭ・ガンジーの指導下に結成）と同じく、非暴力・無抵抗主義をとなえてきた。

(12) 南ア連邦下の人種差別的産業・労働立法については Doxey, chaps. 7～8 を参照。

(13) ドクセイは第二次産業の発展について四つの時期をあげている。すなわち、①鉱山のための補助産業の成長、②第一次大戦の勃発につづく輸入品の従来の供給源の閉鎖の結果としての製造業の拡大、③一九二五年以後の関税保護政策の採用によって刺激されたその一層の拡大、④第二次大戦と戦後期における輸入統制とにつづいたその急速な発展（Doxey, p. 68)。

(14) 一一年にトランスバール職業同盟（Transvaal Federation of Trades）として成立（組合員一万人）し、一三年のストライキの後に政府がこれを承認し、一五年には鉱山会議所もこれを承認した（Horst, pp. 180～1)。

(15) Horst, p. 181.

(16) Doxey, p. 124, D. H. Houghton, *The South African Economy*, 1964, p. 143.

(17) 「ランド・スト」は「ランド暴動」「赤色反乱」「カラーバー・スト」などとも呼ばれ、南アの労働争議史上最大の事件であった。この争議では、炭鉱での七六日スト、金鉱での六七日スト、さらにランド全体におよぶ一一日間の連帯ゼネストが行なわれ、二二、〇〇〇人の白人鉱夫が参加したが、軍隊の出動によって鎮圧（死者二三〇名）された。(N. Herd, *1922, The Revolt on the Rand*, 1966, E. A. Walker, *A History of Southern Africa*, 1957, pp. 88～92, Horst, p. 182, Sachs, pp. 246～7)

(18) R. Horwitz, *The Political Economy of South Africa*, 1967, p. 461, note 64, Horst, p. 182.

(19) たとえば、二二年の徒弟工法（Apprenticeship Act）は、原住民労働者の熟練資格獲得への道を閉ざすためのものであり、また、二三年の原住民（都市地域）法（Native (Urban Areas) Act）の目的は、顕著になりつつある原住民労働者の都市への流動を妨げ、労働市場における彼らの競争力を弱めることであった。

(二) プア・ホワイト問題と文化的労働政策

南ア連邦下における白人労働運動がことさらに人種主義的傾向をもち、また産業・労働立法も原住民への差別を旨とした背景には、さらにプア・ホワイト問題の深刻化（プア・ホワイトの大量発生とその都市流入）という社会的背景があった。

プア・ホワイト（プア・アフリカーナー）の起源は、一九世紀七〇年代の鉱山開発時代に始っていた。すなわち、ダイヤモンド・金産地の急速な発展は、アフリカーナー農民に大きな農産物需要をもたらしたが、彼らの多くはそれに十分対応できなかった。それは彼らの後れた農業技術や、フロンティア消滅のもとでの彼らの信奉するローマ・ダッチ法による均分相続＝土地細分化の進行などのためであった。また、たび重なる干ばつに加えて、九六年の牛疫（リンダーペスト）の大流行は、農民の窮乏化を大巾に促進し、被援助農民層の脱農を促した。そしてさらに、二年半におよぶ南ア戦争は、農村部におけるゲリラ戦争とそれに対抗する焦土作戦とによって、農地・家畜・家屋の破壊をひどくし、農民の疲弊・流出をはなはだしくした。そのうえ、戦後のイギリスの施策の中心は金鉱業の再建におかれ、彼らが農民として復活できる道をひらかなかった。[1]

土地なし白人の一部はバイウォナー（bywoner＝白人スクォーター）になったが、辺境の消滅による定着農業・集

約牧畜への移行によって、ほどなく駆逐されてしまった。[2] そのため、没落農民はいずれにせよ不熟練労働者にならざるをえないはずであった。しかし、「農村では安くて従順な原住民労働の制度が彼ら（プア・ホワイト）に農村労働者という役にたつ人種になる機会を与えなかったし、都市では同じ原住民が不熟練労働者の列へのプア・ホワイトの吸収を妨げた。……黒人貧民が白人貧民以上に歓迎された。[3]」また、彼らの人種的自尊心は、不熟練手労働（「カフィール・ワーク」）をいさぎよしとせず、それが彼らの救済を一層困難にした。結局、彼らプア・アフリカーナーは、熟練職を独占するイギリス系移民労働者と不熟練職に押込められた原住民労働者の間にたって、下級の監督労働や半熟練職に振り当てられることになった。しかし、彼らの相対的な高賃金は、低賃金でかつ実質的な半熟練労働者としての原住民労働者によって、彼らが置換される現実的可能性をもった。

そしてさらに、第一次大戦後の戦後不況期における農産物価格の崩壊は、プア・ホワイトの数をさらに増加させ、かくして二〇年代にはアフリカーナーの三分の一がプア・ホワイトと見られるまでに至った。[4] それは重大な社会＝政治問題であり、白人内部の階級的分裂を決定的にする性格のものであった。もちろん政府もこの問題を重視し、世紀初めから各種の委員会を設置して対策を検討してきたが、[5] 事態の深刻化に対処しきれていなかった。

二二年の「ランド・スト」をむかえた白人労働運動は、こうした没落農民＝プア・ホワイトの絶えざる流入によって、後れた農民的・人種主義的性格をおび、また、（イギリス系）熟練移民労働者に指導されて、きわめて特権的・労働貴族的性格をもっていた。したがって、「ランド・スト」は、こうした二様の内容をもつ白人労働者の原住民労働者とイギリス系鉱山資本への反発を示していた。

一方、連邦成立以来の歴代首相は、すべてが旧トランスバール系のアフリカーナー指導者であったが、同時に鉱山

資本に忠実な南ア党政権がつづいていた。[6] 政府は「ランド暴動」を軍隊をもって鎮圧することによって、白人労働者やプア・ホワイトからの反感をつのらせた。そして、「ランド・スト」後の長期不況は都市白人の広汎な失業をもたらし、また、干ばつと世界的な貿易不振は農民に不安を与えていた。政府はこの経済困難にたいして、節約と増税を要求したが、それは政府不信を増大させるものであった。[7]

こうした情勢のなかで、「特権的白人労働者の代表」[8]としての労働党と「貧困で後進的な白人部分の代表」[9]としての国民党の間の、南ア党政府＝鉱山資本に反対する提携がすすみ、その結果、二三年四月の国民党＝労働党「協定(Pact)」を経て、議会解散・総選挙の後、二四年六月には「協定」政府が成立した。「協定」の本旨は白色南ア政策(White South Africa policy ＝白人雇用拡大政策)の要求であった。「協定」はより高い生活水準とより低い失業を約束していた。[10] そして、連立政府の成立による「協定」の具体化が、いわゆる「文化的労働政策(civilized labour policy)」であった。

政府はまず、政策推進機関として労働省を設置したが、その主要な任務はプア・ホワイトが原住民の競争から保護される雇用分野を確立することであった。労働省は、その回状第五号(二四年一〇月)で、「文化的労働」をつぎのように定義した。[11]

> 文化的労働とは「普通のヨーロッパ人の見地から耐えうると一般に認められる生活水準にその生活水準が適合する人たちによってなされる労働である。非文化的労働は、野蛮で未発展の人たちの間で理解された生活の必要物のぎりぎりの要求にその目的が限られるような人たちによってなされる労働と見なされるべきである。」

政府は、こうした「文化的」な労働を「文化的」な人間(白人)のために積極的に創出・確保しなければならなか

った。この目的にそって、まず政府・公共企業体・地方自治体における職員・現業労働者の白人への置換が奨励され、実行された。[12] すなわち、これらの部門では、その能率を無視した白人への高賃金の支払いが比較的容易であった。しかし、公共部門での雇用自体には限界があった。そのため、鉱業利潤を背景として、白人雇用の拡大のために、国家資本による基幹産業の育成がはかられることになった。[13]

一方では、こうした「文化的労働」政策をさらに私企業にも拡大する必要があり、そのための一連の立法措置がとられた。そのうちとくに二四年の産業調停法（Industrial Conciliation Act）、二五年の賃金法（Wage Act）、二六年の鉱山労働修正法（Mines and Works Amendment Act）は、「文化的労働」政策の展開の基礎をなすものであった。[14]

二四年の産業調停法は、労働組合と雇用主組織の登録や、労資紛争の調停などについて規定した。そして、登録された労資の団体の代表によって構成される産業協議会（industrial council）は、労働省の指導のもとで、当該産業における賃金・労働時間その他の労働条件に関して決議することができ、その決議は労働大臣の確認によって、法的効力をもつことになった。しかしこの法律は、労働者の組織化された産業にのみ適用され、そのため、原住民被用者がもっぱらの農業や家事労働そして官公庁関係には適用されなかった。さらに、原住民は「被用者（employee）」の定義からも除外されることによって、労働組合の登録を認められず、したがって団体交渉に関与する権利を認められなかった。こうして、白人労働組合にのみ団交権が認められた。[15]

二五年の賃金法は、産業調停法の補完措置として、労・資が未組織のために産業協議会を設置できない産業について、労働大臣の諮問機関としての賃金委員会（wage board）による最低の賃金・労働条件の調査・勧告と、労働大

臣の同意による勧告の法的効果の発生について規定した。しかし、この法律でも、農業・家事労働・官公庁などは適用除外とされた。そして賃金法＝賃金委員会による「文化的」賃金水準の設定は、賃金水準に相応する労働者の雇用の義務づけを通じて、白人の雇用拡大＝非白人の排除をはかるものであった。したがってまた、非白人不熟練労働者の賃金も改善されなかった。[16] そして、二六年の鉱山労働修正法は、一一年原法の原則をさらに強化して、鉱山における機械作業・爆破・検査などの熟練労働から原住民を排除し、彼らの技術修得を無意味にするものであった。[17]

さらに政府は、私企業に「文化的労働」政策を押しつけるために、①産業協議会制度の適用しえない産業での賃金調整への関与、②関税操作を通ずる雇用主への圧力、③生産物を受入れる際の政府による差別、④「文化的」労働者を雇用する雇用主への直接的な補助金交付、などの措置をとった。[18] また同時に、政府は、プア・ホワイトの源泉となっている農業にテコ入れするために、農産物輸入に高い関税障壁を設ける一方、主要な農産物について価格支持政策を採用した。[19]

そして、このような白人農民への援助、熟練労働者の保護、製造業などでの雇用創出といった白人保護政策の一部として、原住民については鉱山労働以外への移動が一層きびしく統制され、彼らを家事労働・不熟練鉱山労働・農場労働に限定する措置がさらに強められた。[20] それは原住民の急速な都市化傾向への警戒でもあった。

かくして、「文化的労働政策は、何らの均衡的な能率増加なしの、白人人口のより貧しい成員にたいする単に隠された補助金の支払いにすぎなかった。[21]」したがって、こうした文化的労働政策はそれ自体経済法則への挑戦であり、政治の経済にたいする優先であったが、この政策の実現のためにも、極端な低賃金による原住民の大量雇用は不可欠であった。その結果、全人種にわたる全般的な都市労働者化の急速な進展につれて、イギリス系白人を頂点とするア

フリカーナー、カラード、インド人、国内系原住民、外国系原住民と連らなる労働市場内部の人種的序列が一層明確に形成されるに至ったが、それは賃金・熟練度・職種等々における人種間格差を内容とするものであった。

かくして、三〇年代の世界不況のなかでもっとも深刻化したプア・ホワイト問題は、第二次大戦を経過するなかで、これらの諸施策によって基本的に乗り切られた。それは、南アが世界第一の産金国でありつづけられたことと、原住民を犠牲にすることがいまださほど困難ではなかったことに大きく依存していた。[22] そして、文化的労働政策の成功のなかで、白人労働運動の体制内化はさらに強まった。[23]

(1) S. van der Horst, *Native Labour in South Africa*, 1942, p. 173, C. W. de Kiewiet, *A History of South Africa, Social and Economic*, 1941, pp. 186～196, G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar in South Africa*, 1961, p. 76.

(2) Kiewiet, pp. 193～4, Doxey, pp. 76～7.

(3) Kiewiet, pp. 196～7.

(4) E. S. Sachs, *The Anatomy of Apartheid*, 1965, p. 171.

(5) たとえば、(ケープ)プア・ホワイト問題特別委員会(Cape Select Committee on the Poor Whites 〇六年)、トランスバール窮乏委員会(Transvaal Indigency Commission 六～八年)、ヨーロッパ人雇用・労働条件特別委員会(Select Committee on European Employment and Labour Conditions 一三年)、経済委員会(Economic Commission 一三～四年)、救済・交付金委員会(Relief and Grants-in-Aid Commission 一六年)、等々(Horst, p. 238)。

(6) ちなみに、歴代首相とその在任期間・与党はつぎのようであった(百々巳之助「南アフリカ連邦政党史序論」(同著『アフリカの政治』所収、有信堂、一九五九年)四五四ページなど参照)。

① ボータ(L. Botha 一〇・五～一二・一二)南ア党

② スマッツ (J. C. Smuts 一二・一二～二四・六) 南ア党他
③ ヘルツォーグ (J. Hertzog 二四・六～三三・三) 国民党・労働党協定
④ ヘルツォーグ (副首相スマッツ、三三・三～三九・九)、統一党 (国民党＋南ア党) ・労働党連立
⑤ スマッツ (三九・九～四八・四) 統一党・自治領党・労働党戦時連立
⑥ マラン (D. F. Malan 四八・四～五四・一一) (再統一) 国民党他
⑦ ストレイダム (J. G. Strijdom 五四・一一～五八・八) 国民党
⑧ フェルブード (H. Verwoerd 五八・八～六六・九) 国民党
⑨ フォルスター (J. B. Vorster 六六・九～現在) 国民党

(7) L. E. Neame, *A History of Apartheid*, 1962, p. 49.
(8) (9) Doxey, p. 126.
(10) Neame, pp. 46 and 48.
(11) Kiewiet, p. 275, Horst, p. 250, R. Horwitz, *The Political Economy of South Africa*, 1967, p. 196.
(12) 公共部門における白人偏重は、一九〇七年に国有鉄道部門で始められていた (Kiewiet, p. 224) が、「文化的労働」政策の結果、たとえば南ア鉄道港湾公社では、二四～三三年の間に白人労働者は全体の四五・三% (三九、〇二四人) から六四・一% (四九、六六五人) に増加し、一方原住民労働者は四一・二% (三五、五三二人) から二〇・三% (一五、七七五人) に減少した (*Union Statistics for Fifty Years, 1910–1960*, 1961, G–15)。なお、Horst, p. 251 では同一対象についての政府委員会記録から別の数値を引用している。また、表「(南ア) 公共部門の労働力の変化」(藤田弘二編『アフリカ経済の諸問題』アジア経済研究所、一九六四年、三一八ページ) を参照。
(13) こうして育成された公企業のうちには、鉄道、港湾、郵便、放送、鉄鋼、機械、金属、電力、水力、石炭油化・ガス化、

化学肥料、金融などが含まれる。G. Fasulo, *The Powers bihind Apartheid*（G・ファスロ「アパルトヘイトの背後勢力」『アジア・アフリカ経済特報』一九六四年一月号所収）邦訳一七ページを参照。

(14) D. H. Houghton, *The South African Economy*, 1964, p. 145.

(15) Doxey, pp. 135～50.

(16) Ibid., pp. 153～7.

(17) Ibid., pp. 158～62.

(18) Horst, p. 252.

(19) 二五年の関税法（Customs Act）につづいて、二六年生鮮生産物輸出管理法（Perishable Products Export Control Act）、三〇年酪農業管理法（Dairy Industry Control Act）、三一年小麦粉食糧輸入制限法（Flour and Meal Importation Restriction Act）・トウモロコシ管理法（Mealie Control Act）、三二年肉貿易管理法（Meat Trade Contol Act）・タバコ管理法（Tobacco Control Act）、三四年家畜肉業法（Live Stock and Meat Industry Act）、三五年穀物産業管理法（Wheat Industry Control Act）、三七年市場法（Marketing Act）などが成立した。また、一〇～三五年の間に八七の農業関係法が制定されたが、その内容は再入植の援助、病虫害救援、協同組合化援助、割引運賃制度、農産物管理、保護関税等々に関するものであった。（Kiewiet, pp. 253～8）

(20) Horst, p. 158.

(21) Kiewiet, p. 244.

(22) この間三六年には、原住民関係の重要な二法案が成立した。

一つは原住民利益代表法（Native Representative Act）であり、これは連邦成立以来問題とされてきたケープ州の原住民有権者を特別の選挙人名簿に移し、三人のヨーロッパ人を彼らの利益代表として下院に選出させる一方、他の三州の原住

民については選挙人団を通じて四人のヨーロッパ人を上院に送ることを規定した。また同法は、原住民に影響を与える問題についての諮問機関として、原住民代表評議会（Native Representative Council）の設置を定めた。これによって、原住民は国会に直接代表を送る道を閉ざされた。(Neame, p. 63)

いま一つの原住民信託土地法（Native Trust and Land Act）は、一三年原住民土地法以来の指定地人口の増加（一二〇万→二九〇万人）や原住民都市人口の増大（三六年には一二〇万人が都市原住民）という事態の深刻化に対応して、指定地面積を全土の七・三%から一三%に拡げることを予定した。しかし、その実施は遅々としたものであった。

(23) 「ランド・スト」以後第二次大戦までの間、労働争議件数、損失労働日、損失賃金はともに大巾に減少した（*Union Statistics for Fifty Years*, G-18）。また、連立与党の労働党も漸時その政治的比重を低めた（P. L. van den Berghe, *South Africa, A Study in Conflict*, 1964, pp. 293～5）。

(三) 植民地体制の危機とアパルトヘイト政策

第二次大戦は、それ自体が資本主義の全般的危機の深まりを示していたが、それは南ア自体についても例外ではなかった。とりわけ、アフリカ原住民の政治的自覚の著しい高揚が見られ、彼らがもはや単なる客体に甘んずる存在ではなくなったことは、戦後の事態を規定する最大の国内的要因となった。[1]

もとより、南アにおける人種（差別）問題は、単にそこに複数の人種が混在することによって説明されるべきではなく、とくに南ア資本主義の発展とのかかわりにおいて把握されるべきことはすでに明らかである。したがって、歴代政府の支持基盤がどうであれ、それが白人優越を前提とした社会関係の維持を志向するかぎり、その原住民政策の根本についても決定的な違いはありえなかった。そのことは戦後アパルトヘイト政策についてもまた然りである。

ところで、戦後の原住民政策を方向づけるものとして、二つの委員会報告が出されている。一つは統一党政府（ス

マッツ政府、〜四八・四）のもとでのファガン委員会（四六〜四八年）報告であり、いま一つは国民党政府（マラン政府、四八・四〜）のもとでのトムリンソン委員会（四九〜五四年）報告であった。この二つの報告書は、イギリス系統一党とアフリカーナー系国民党という政府党[2]の違いに示される白人内部における利害の矛盾に規定されて、個々的な主張の違いを示しているが、にもかかわらず、白人優越の維持という基本的態度について、両者はかわるところがなかった[3]。

ファガン委員会（原住民法委員会[4]）は、「都市地域内または都市近郊での原住民・移動労働者の雇用に関する法律の働きと、それに関してつづけられるべき将来の政策」を検討することを任務とした。委員会によれば、原住民政策については、①完全隔離要求（絶対的な領土的隔離を想定）、②法律や行政には全く人種差別があるべきではない（公的平等）、③白黒の長期的並存の事実にたった分離措置、という三つの考え方があるが、原住民人口の六〇％が白人地域で生活しているという現実を見るとき、完全隔離の要求は非現実的なものとして否定されうる。要するに、「南アの経済構造が一方ではヨーロッパ人の指導性や組織的・技術的熟練に、他方では数百万原住民労働者の利用可能性に基づいている」のが現実であり、それ故に完全隔離の要求や、またそのための南西アフリカやイギリス高等弁務官領の（隔離用地としての）併合要求は非現実的であり、移動労働の容認こそが現実的であった。すなわち、ファガン委員会の基本的な現実認識は、①完全隔離という考え方は全く実現不可能であり、②農村から都市への移動は経済的必然性という背景をもつものであり、③都市地域には原住民移動労働者がいるだけではなく、定着した恒久的な原住民人口も存在する、ということであった。委員会は、こうした事実を歴史的必然として認める立場からの諸改良を主張した。そして、具体的には原住民居住区の建設、パス制度の改善、地方的問題での原住民への権限付与、（移

動労働制度のための）中央集権的労働者統制機構の整備などを勧告した。

こうしたファガン委員会の報告は、イギリス系工鉱業資本を代表する統一党の立場にそうものであった。彼らは原住民を平等な人格とは考えなかったが、原住民労働力の経済的に不可欠な役割を十分承知しており、その立場から、組織された経済統合や都市流入統制を承認し、産業カラーバーを容認した。さらに彼らは、無用にきびしい原住民政策が原住民労働力の可能な利用を妨げると同時に、原住民の民族意識を刺激し、それが産業経済に混乱と損失（さらには体制的危機をも）もたらしうることを恐れた。[5] 統一党によるその後の国民党・アパルトヘイト批判は、主としてこの観点からなされている。

一方、ヨーロッパに帰るべき祖国を感知せず、また社会的・経済的にイギリス系白人とアフリカ原住民からの挟撃を意識するアフリカーナーは、その指導者たちによって、戦後の新しい事態の展開のうちに、彼らの存亡の一層の危機を感じさせられていた。彼らを代表した国民党は、四八年総選挙にあたって、南ア白人の運命（「南アはどこへ行く？」）を争点に選んだ。[6] 国民党はアパルトヘイト政策の断行＝白人の生存をとなえて選挙に勝利し、政権をにぎった。

国民党政府は、より現実肯定的で改良的なファガン委員会報告の立場を拒否して、政治・経済・社会・文化のあらゆる面でのより強硬な人種主義的政策の追求にのりだした。そして、そのための行政・治安立法や産業・労働立法を一体のものとして全面的に拡充する。[7] 一方、そのアパルトヘイト政策に専門家的権威を与えるべく、政府は四九年にトムリンソン委員会（バンツー人地域社会経済開発委員会）[8] を任命した。

トムリンソン委員会報告（五五年）は、西暦二〇〇〇年における人口動態予想から、白人の埋没の危機を主張し

た。すなわち、報告によれば、原住民は多数者なるが故に政治権力を掌握する可能性をもっており、一方白人も少数者ではあれ民族的諸属性を完備している。したがって、こうした両者がともに生存するためには分離発展以外の道はありえず、そのためには原住民指定地の人口収容力を最大限に拡大しなければならないことになるが、それには南西アフリカやイギリス高等弁務官領の南アへの併合とその原住民指定地化（これによって指定地の面積比は全土の一二％から四七％になる）や、散在する二六〇の原住民指定地の整理が必要であり、さらに、原住民指定地への白人企業家の進出や、白人地域にあって原住民指定地に接する地域での「境界産業（border industry）」の建設による原住民非農業人口の吸収が必要である。そして、もしもそうした改善がなされないならば、世紀末の白人都市地域における原住民人口は一千万人以上となり、原住民人口の少なくとも四分の三が白人地域で生活しなければならないであろう。報告の結論はつぎのようであった。「委員会は、人種的衝突をおそらくは除去することができ、また人種的調和をおそらくは維持することができる唯一の方向として、ヨーロッパ人共同体とバンツー人共同体の分離した発展が努力されるべきであると確信する。ジレンマからの唯一の明白な抜け道は、バンツー人地域の大規模で持続的な発展である。……委員会は、二つの集団の究極的な完全統合と究極的な分離発展の間に中道はないと確信する。」委員会は、最初の一〇年間の指定地開発予算として一億ポンド余を勧告した。

報告を受けた国民党政府は、トムリンソン報告白書を発表し、「トムリンソン委員会によるアパルトヘイト（分離発展）政策の正当化とともに、（人種的）統合政策やありうべき中間路線のあらゆる理論への率直な拒否を歓迎」[9]した。しかし同時に、政府は勧告のあれこれには選択的に対応した。たとえば、部族的土地所有にかわる私的土地所有の推進は後れた族長支配の維持の観点から否定され、白人企業家による指定地内進出は領土的な分離発展の立場から

否定されたが、境界産業の育成には特別の重要性が認められた。[10]

もちろん国民党政府は、こうした専門家的権威づけを待つまでもなく、内外での政治的・経済的矛盾の激化に対応して、諸立法の整備・拡充をはかった。そして、とくに産業・労働立法に関して、それまでの重要立法を集大成して今日の産業・労働事情を大きく規定したのは、五六年の新しい産業調停法（Industrial Conciliation Act）であった。この法律の新たな内容は、①産業裁判所（industrial court）の設置、②職種留保（job reservation）の明確化、③労働組合の人種別分離であった。[11]

産業裁判所は四人で構成され、すべてが労働大臣によって任命される。裁判所の主要な機能は、白人のための仕事の留保と非白人の排除に関して調査し、大臣に勧告を出すことであった。また裁判所は、法律に従って争議にたいして強制的な調停を行なうことも任務とした。しかし、この機関は、国民党政府の直接の人選によっているので、産業協議会その他が国民党の政策方針に反する方向をとることを許さず、政府の産業・労働政策を強力に推進するテコとなっている。

職種留保は「人種間競争にたいする安全装置」として、この産業調停法に包含された職種に雇用される非白人労働者の一部またはすべてを排除する権限を労働大臣に与えるものである。職種留保については、特定の職種全体を白人用に留保する場合と、その職種に従事する各人種別労働者の割合を指示する場合とがあり、また、全国一律に留保される職種と、特定の地域に限って留保される職種とがある。[12] そして、こうした留保の範囲は漸時拡大されつつあり、その結果、職業訓練機関からの非白人の排除とともに、それは全体として深刻な熟練労働者不足を招来している。[13]

さらに、労働組合の人種別分離は、本来階級的単一組織であるはずの労働組合にたいして、産業協議会への参加権

＝労働組合の公認基準をテコとして、ことさらに人種的分裂をもちこむことによって、非白人労働者の組織的力量を最大限に抑圧しようとするものであった。すなわち、多人種組合は人種別の支部組織をおかねばならず、各組合員は他人種支部の集りに出席してはならず、組合全体の執行部は白人（少数者）に限られるべきことが規定された。

こうした産業・労働立法の再編・強化と、行政・治安立法の格段の強化とによって推進されてきた戦後アパルトヘイト政策は、五〇年代後半における南ア内外での民族解放運動の著しい高まりと植民地制度の崩壊過程の急速な進展に直面して、新しい発展を見ることになった。[14] それは、国民党原住民政策の理論的指導者であり、また五〇年以来原住民問題大臣として政策遂行の最高責任者の地位にあったフェルブード（H. Verwoerd）が、五八年八月に、難局突破の切札として首相に就任（原住民問題相兼務）して後、いわゆる「バンツスタン（Bantustans）計画」として具体化された。[15]

すなわち、五九年のバンツー自治促進法（Promotion of Bantu Self-Government Act）は、バンツー人（アフリカ原住民）内の言語・文化の相違にしたがって、彼らを八つの民族単位に分け、その各々に民族的郷土（バンツスタン）とバンツー地方政庁を創設することを規定した。それによって、原住民は各々いずれかの「自治国家」に属し、一方、白人地域の原住民はすべてが外国系の一時居留者ということになった。しかし、バンツスタンにおける自治は、実際には南ア政府に全面的に従属した部族的族長支配の復活でしかなく、その意味では「分離と信託統治」（マラン）の貫徹でしかなかった。したがって、バンツスタンは植民地体制の危機の時代における歴史的な原住民指定地政策の新しい展開[16]と見ることができ、そこで実現されるものは、せいぜい欺瞞的な「政治的・領土的アパルトヘイト」であった。つまり、このバンツスタン計画は、アパルトヘイトにたいする内外からの高まる非難にたいして、原

住民の政治的・領土的自立という宣伝の口実を政府に与えるものであった。バンツスタン計画は、六三年のトランスカイ（Transkei）の「独立」から具体的実施の段階に入った。[17]

しかしながら、国民党政府による極端なアパルトヘイト政策は、その理念としては究極的な完全隔離を主張しえても、とくに経済的な現実とのかかわりにおいては、字義通りの「隔離」の実現を予定しうるものではない。それは、「完全な領土的分離は非現実的であり、……われわれの全経済構造は大きな程度で非白人労働力に基いている」ことを人びとは承知しており、完全な分離は「わが（国民）党の政策ではなく、それはわれわれの公式文書のどこにも見出されないはずである」というマラン首相の議会発言[18]（五〇年四月）によっても明らかである。事実、南ア資本主義の発展は原住民労働者の極端な低賃金に死活的に依存してきたのである。たとえば、五一年においてさえ、国内からの移動労働者だけでも五〇万人と推定され、さらに、こうした移動労働の基礎として、国内外に二百万人以上の労働力プールの存在が推定されていたし、[19]また、鉱工業だけでも七〇万人の原住民労働者がいたのである。[20]そしてさらに、新しい産業分野の発展は、暗黙のうちの原住民雇用の拡大（すなわち「文化的労働」政策・職種留保の回避）によってのみ可能であった。[21]

したがって、経済的には原住民を搾取する条件を確保しつつ、社会的・政治的には彼らを外国人なみに統制すること、これこそが戦後アパルトヘイト政策の本質であり、目的であった。しかも、彼らを政治的・領土的に「隔離」することが、彼らの真の自立であってはならず、あくまでも彼らを低賃金労働力の供給者かつ南ア商品の購買者としてとどめておかねばならないのである。この本質的課題は、アパルトヘイトの最新決定版ともいうべきバンツスタン計画においても一貫して追求されている。

かくして、戦後アパルトヘイト政策のもとでさらに拡充された人種差別的産業・労働政策は、原住民・非白人への法制的差別に支えられた人為的な「産業上の労働カースト制度」[22]を強めてきたが、それは直接的には熟練労働者の不足と高い生産コスト、原住民の低い購買力と狭い国内市場に結果している。これは白人保護＝原住民差別というアパルトヘイト的産業・労働政策の当然の帰結であり、経済的合法則性と政治的合目的性との矛盾の当然の帰結である。

(1)　戦中から戦後にかけて労働運動が再び活発化（労働組合員の増加、労働争議の増大など）し、また戦後では、とくに復員軍人を中心とした民主主義の運動が広がりを見せていた。

一方、大戦中の統一党（戦時連立）スマッツ政府の非白人対策は、城内平和の観点から新たな人種立法を差し控えることであった。その間、アフリカ人民族会議（ANC）は非白人の完全な市民権の要求を政府のイギリス側参戦支持のための条件とした。ANCは、四三年末の大会で、①アフリカ人に影響を与える全ての問題においてその利益を守り発展させること、②何であれすべての差別的法令からアフリカ人を解放すること、③あらゆる可能な方法によってすべてのアフリカ人の統一と協力のために努力すること、をその目標として掲げ、とくにパス法を「第一の敵」として反対運動を組織した。(L. E. Neame, *A History of Apartheid*, 1961, pp. 67~8) かくして、ANCは戦後において大衆的影響力をもつに至った。

(2)　四八年以来政権にある国民党（Nationalist Party）は、かつて二四年に労働党（Labour Party）と連立政府（ヘルツォーグ内閣）を形成した国民党と同一ではない。すなわち、三〇年代の大不況のなかで、与党の国民党と野党の南アフリカ党（South African Party）が合同して統一党（United Party）を結成し、三三年三月には統一党・労働党連立政府が成立した。一方、合同を嫌った国民党マラン一派は分立して純正国民党（Purified Nationalist Party）をつくった。やがて第二次大戦にのぞんで、ヘルツォーグ首相（旧国民党系・親独派）とスマッツ副首相（旧南ア党系・親英派）の分裂が起こり、スマッツが勝利して戦時連立内閣を組織した（三九・四～四八・四、統一党・自治領党・労働党連立）。他方、敗北したヘ

ルツォーグ一派は純正国民党に走り、（再統一）国民党が成立した。国民党の指導権はよりアフリカーナー的なマラン派が保持し、マランは四八年四月に首相となった（四八・四～五四・一一）。より詳しくは、百々巳之助「南アフリカ連邦政党史序論」（同著『アフリカの政治』所収、有信堂、一九五九年）四六七ページ以下を参照。

（3）強力にアパルトヘイトを推進するアフリカーナー国民党と、それ程でもないにしても人種差別を主張する統一党とは、アメリカの共和党と民主党以上に本質的な性格の差は少ない（百々、前掲書、四六九ページ）。

（4）Native Laws Commission（Fagan Commission）については主として Neame, pp. 112～7 を参照。議長のファガン氏は後の連邦主席判事。

（5）Neame, pp. 103～4.

（6）国民党党首マランはつぎのように問いかけた。「ヨーロッパ人種は将来その支配、その純潔、その文明を維持できるであろうか？ それともヨーロッパ人種は南アの非ヨーロッパ人人口の黒い海のなかで、名誉もなく、それが永遠に消滅するまで漂うのであろうか？」（Neame, p. 73）。

（7）たとえば、四九年混合結婚禁止法（Prohibition of Mixed Marriages Act 異人種間結婚の禁止）、五〇年住民登録法（Population Registration Act 全住民を白人・有色人・原住民に分類して登録）・集団地域法（Group Areas Act 居住・商業活動などの人種別分離）・共産主義鎮圧法（Suppression of Communism Act 共産主義および民主主義運動の抑圧）、五一年有権者分離代表法案（Separate Representation of Voters Bill ケープ・カラードの直接選挙権の剝奪とそれに代る四人の白人利益代表の下院への選出、五五年成立）・バンツー政庁法（Bantu Authorities Act 部族的統治制度の復活）、五二年原住民（パス廃止・文書統合）法（Native (Abolition of Passes and Co-ordination of Documents) Act 原住民用証明書手帳の交付）、五三年バンツー教育法（Bantu Education Act 原住民教育の国家による掌握と部族教育の復活）・分離施設留保法（Reservation of Separate Amenities Act 諸施設の設置・利用における人種差別の容認）・原住民労働（争

議解決）法（Native Labour (Settlement of Disputes) Act 原住民労資の争議行為の取締り）・刑法修正法（Criminal Laws Amendment Act 非暴力無抵抗運動の拡大に対抗する刑罰の強化）・公共安全法（Public Safety Act 総督に非常事態宣言布告権）、五五年原住民（都市地域）修正法（Native (Urban Areas) Amendment Act 原住民雇用者の都市地域内居住制限）、等々。

(8) Commission for the Socio-Economic Development of the Bantu Areas within the Union of South Africa (Tomlinson Commission) については主として Neame, pp. 117～25 を参照。議長のトムリンソン氏はプレトリア大学教授で、農業経済・原住民問題の権威。

(9) Neame, p. 125.

(10) Ibid., p. 126.

(11) 五六年産業調停法については、主として G. V. Doxey, *The Industrial Colour Bar in South Africa*, 1961, pp. 135～50 を参照。

(12) たとえば、政府は六二年にケープ州とナタール州での建築業での広範囲な熟練職種を白人用に留保した。それには大工、指物、機械木工、しっくい塗り、配管工事、配電工事、事務所と銀行の内部造作、煉瓦積み、塗装、看板書き、壁と床のタイル張り、石の装飾などが含まれた。また非白人のトラック運転も禁止された。（より詳しくは *Report of the Special Committee on the Policies of Apartheid of the Government of the Republic of South Africa*, 1963（南アフリカ問題懇話会訳・刊『南アフリカ共和国の現実——南アフリカ共和国のアパルトヘイト政策に関する国連特別委員会報告』一九六四年）邦訳、第一分冊八五～九〇ページを参照。）ただし、何が熟練職＝白人用の仕事＝「文化的」労働であり、何がそうでないかの判定はきわめて恣意的であり、たとえ熟練を要する仕事であっても、それが危険作業であれば、「不熟練」作業＝「非文化的」労働として、非白人とりわけ原住民に押しつけられる場合が少なくない。そしてたとえば、白人労働者

の八五%が「熟練」に格付けされているのにたいし、原住民労働者の八五%が「不熟練」となっている（P. van den Berghe, *South Africa, A Study in Conflict*, 1964, pp. 307～8）。

(13) とくに、五六年産業調停法にもとづく職種留保の漸時的拡大は、熟練職の欠員（およそ一〇万人）を原住民労働者で補う道を閉ざしている。

(14) 五〇年代後半は、ブラック・アフリカの民族独立（政治的独立）の実現がもはや動かしがたい見通しとなった時期であった。また南ア国内では、アフリカ人民族会議（ANC）の指導による大衆行動が一層発展し、さらに、各人種のいわゆる会議派グループの間の提携が進み、五五年六月の人民会議（Congress of the People）における「自由憲章」（The Freedom Charter 事実上の共同行動綱領）の採択につづいて、五七年一二月には多人種会議（Multi-racial Conference）が開かれ、成人普通選挙権、産業カラーバーの廃止、無償義務教育などを要求した（Neame, pp. 150～2）。これにたいして政府は、「反逆裁判」（五六年一二月～六一年三月）やシャープビル大量虐殺事件（六〇年三月）などの一連の弾圧事件をひきおこし、六〇年非合法組織法（Unlawful Organization Act）によってANCなどを非合法化した。そして、内外からのアパルトヘイト非難が高まるなかで、南ア連邦はイギリス連邦を脱退（六一年三月）し、共和国に移行（同五月）した。

(15) バンツスタン計画を提起するにあたって、政府の説明した「哲学的基礎」はつぎの三点であった（Neame, p. 158）。

(a) 神はすべての民族に神聖な職務と使命を与えた。

(b) すべての民族は自己保全の個有の権利をもつ。

(c) すべての個人のまたすべての住民集団の個別的、民族的理想は、それ自身の政治共同体のうちでもっともよく発展させられうる。そのときにのみ他の集団は自分たちが危険にさらされていないと感ずるであろう。

(16) 五九年バンツー自治促進法を、一三年原住民土地法、三六年原住民信託土地法につづく土地法の新しい展開として見る（W. H. Hutt, *The Economics of the Colour Bar*, 1964, pp. 151～2）のは当を得ている。すなわち、原住民政策として

の土地政策は指定地政策であり、それは同時に賃労働者確保政策である。

(17) トランスカイによって示されるバンツスタン計画の実態については、G. M. Carter, T. Karis and N. M. Staltz, *South Africa's Transkei—The Politics of Domestic Colonialism*, 1967, および前掲『南アフリカ共和国の現実』「3 トランスカイ憲法条令と《バンツスタン》設立への動き」を参照。

バンツスタン計画の立案・実行については、トムリンソン報告の具体化であり、内外からのアパルトヘイト非難への対応であるとともに、国際的孤立化傾向や狭い国内市場による経済不振への打開策としての「開発投資」計画という性格を認めることができる（たとえば六一年二月発表のバンツスタン開発五カ年計画など）。

(18) Hutt, *The Economics of the Colour Bar*, p. 153.

(19) D. H. Houghton, *The South African Economy*, 1964, p. 85.

(20) *Union Statistics for Fifty Years, 1910～1960*, 1961, G.4 and 6.

(21) Houghton, p. 149.

(22) Industrial labour caste system (Houghton, p. 149). そしてホートンは、五つの相互に競合しない労働市場があるとしている。①原住民（一部カラード）農場労働、②熟練白人鉱山労働、③不熟練非白人鉱山労働、④熟練白人商工業労働、⑤不熟練・半熟練非白人商工業労働。(Houghton, p. 151)

五　移動労働制度とその矛盾

——むすびにかえて——

以上、南アにおける原住民政策と産業・労働政策との関連について見てきたが、そこで改めて明らかになるのは、

すでに半世紀以上にわたる資本主義的発展にもかかわらず、とくに原住民賃労働者の一大部分がいまだに出稼ぎ型のいわゆる移動労働者（migratory labourer）であるという事実である。それは「鉱業で四〇万人、農業で二〇万人以上、工業・商業・運輸では多いが正確にはわからない」[1]ほどの規模に達しており、さらにその基礎として国内に百万人以上、また近隣諸地域に百万人の労働力プールを推定しうるほどの規模に達している。[2]

本来、こうした出稼ぎ型の賃労働は、歴史上資本制生産の発生時に広く存在したものであり、現在様々な程度で資本主義的発展への途上にあるアフリカ諸国にあっては、この移動労働こそが全大陸的な規模で賃労働の主要な形態となっている。[3]ところで南アは、こうしたアフリカ大陸にありながら、それ自体はすでに資本主義的生産関係を確立した事実上唯一の国である。[4]にもかかわらず、まさしく南アこそが、単に移動労働制度のアフリカにおける発祥地であっただけでなく、今日この制度にもっとも大きく依存しているのが実際である。

すでに見てきたように、この移動労働制度は、一九世紀七〇年代からの急速な鉱山開発のなかで発生し、拡大し、定着してきた。そしてこの制度が、原住民からの土地収奪をともなう原住民指定地の設定と、そこでの部族的諸関係の存続を前提として発展してきたことも明らかである。それは全体として原住民の脱農・脱部族化＝プロレタリア化を阻止し、彼らを極端な低賃金・不熟練・無権利の状態に維持するものであった。それ故にこの制度は、南アの資本主義的発展に重要な意義をもっただけでなく、今日においても、まさしく国家の政策として権力的に拡大され、維持されているのである。[5]

南アにおける移動労働制度の発生は、アフリカの他の地域とは多少とも異なる背景をもっていた。すなわち、南アが入植植民地としてすでに独自の白人農業社会を形成していたこと、白人の土地・労働力要求に見合った原住民政策

として原住民指定地の設定などがすでに始っていたこと、そして鉱山の急速な開発が低廉で大量の原住民労働者をとり急ぎ必要としたことである。[6] こうして、単に過去の奴隷労働に類する強制労働によっては安定的に確保できないほどの原住民労働力が必要とされるに至った。そのためには何らかの意味で原住民の社会慣習の存続を認めつつ、彼らを自発的に他人（白人）のために労働させることが望ましくもあり、必要でもあった。かくして、原住民指定地制度を基礎とし、人頭税制度によって契機づけられた賃労働がつくり出された。

こうして創出された賃労働は、二つの条件によってその特殊性が規定された。一つは、原住民指定地が部族共同体として機能しながらも、同時にもはやそれが自給経済を営みえないことであり、いま一つは、新しい賃労働もそれのみによっては生活の資を保障しえないことである。かくして、原住民にとっては賃労働も農村共同体もともに必要とされたのであり、したがって、出現した賃労働も出稼ぎ的形態をとらざるを得なかったのである。そして、もちろん、そうした低賃金労働が可能であったことは、南アがいずれにせよ植民地であったことと、賃労働がいまだ萌芽的段階でしかなかったことを示していた。[7]

しかし同時に、ともかくも賃労働そのものは、それまでの原住民の部族的社会関係にとっては異質なものであり、その創出は部族制度の一定の解体を通じてのみ可能であった。そしてそれは、白人による土地収奪のもとでの原住民農業の荒廃、人頭税などによる現金の必要の強制、さらには基幹労働力の流出そのものによってもたらされた。そして同時に、この新しい事態のもとで、指定地農業の荒廃と基幹労働力の流出とは相互促進の関係にあった。その結果、もしも成行きを放置すれば、それは部族制度の一定の解体にとどまらず、指定地農業の全面的な破綻に基づく部族制度の全面的な崩壊と原住民の脱農化・都市プロレタリア化をもたらすことは避けられなかったし、つまりは移動

労働制度自体の崩壊を招くことは避けられなかった。現実に、一九一三年原住民土地法のもとでの指定地での土地保有の不平等の拡大や、その後の原住民都市人口の確実な増加はそのことを示していた。[8]

しかし、このような部族制度の解体＝原住民都市プロレタリアートの形成は、白人地主や産業資本、白人下層労働者やプア・ホワイトに種々の影響を与えずにはおかないものであった。すなわち、白人地主（農民）は農業労働力の流出をうったえ、白人資本は移動労働制度による単身者的低賃金の維持に苦慮し、白人下層労働者は不熟練労働における原住民労働者との競合の激化と賃金低下の危険を感じ、総じて原住民の社会的・政治的進出を恐れた。そのため、崩れつつある部族制度を復活・温存し、それに原住民労働者を縛りつけておくことが、歴代政府の原住民政策の基本となってきた。つまり、一方での近代的な機械制生産の発展とはかかわりなしに、部族制度によって結ばれた原住民指定地制度と移動労働制度の維持が、今日のバンツスタン計画に至るまで、変ることなく追求されているのである。

この近代産業の拡大のもとでの原住民移動労働制度の維持は、不断の技術革新とはうらはらな原住民労働者の不熟練状態の維持、熟練労働者の全般的な不足、その低生産性による国際競争上の不利、原住民の低賃金による国内市場の狭さ、等々によって南ア資本主義の脆弱性を規定するものである。さらに、移動労働制度自体が必然的に伴う浪費や欠陥がある。すなわち、定期的な解雇（失業）とそれによる熟練の中断・無意味化[9]があり、また家郷と雇用地の間の長距離で長時間を要する往来[10]があり、さらには、基幹労働力を欠く指定地農業の低生産性がある。[11]そして、このような不可避的な矛盾をはらむ移動労働制度の維持は、白人内部にも一定の利害の対立をもたらすものとなっている。そのため、たとえば、とくに個別資本にとってはこの制度を維持する法体系をいかにくぐり抜けるかが、その企業家

的才覚として少なからぬ意義をもっているとさえいわれる。しかし、にもかかわらず、この制度が産業・労働政策の基本的な柱として維持されているのは、植民地体制の危機の深化の時代において、特殊南アがかかえる人種的・民族的・階級的矛盾の鋭さの故といえる。したがって、その意味からも、南アにおける人種差別的産業・労働政策の展開は、さらに広い世界史的背景のなかでこそ解明されねばならないであろう。[12]

(1) D. H. Houghton, *The South African Economy*, 1964, p. 87. 一九六〇年には、鉱業での総雇用労働者が約六〇万人、そのうち原住民が五四万人であり、移動労働者の三分の二は外国系であった。また、白人農場で働く移動労働者も多くは外国系であった。

(2) Ibid., p. 85. ウィットワーテルスランド原住民労働協会（WNLA）は、ランド鉱業資本のために労働力の徴募と分配を独占するトラストとして、内外に二百の徴募機関網をひろげている（P. Dartois, *Les migrations de la main-d' œuvre minière en Union Sud-Africaine*, 1962, P・ダルトワ「南アフリカ連邦への鉱山労働力移動」『産業貿易研究』第一四号所収）邦訳七八ページ）。今日、原住民鉱山労働者の実質賃金は、依然として一九世紀末の水準よりも低くなっている（Houghton, p. 238）。

(3) J. Woddis, *Africa, The Roots of Revolt*, 1960, p. 104.

(4) 南ア資本主義の確立期については、第二次世界大戦終結時あたりと見るのが一般的である。

(5) 今日、パス法（Pass Laws）あるいはパス制度（Pass system）と呼ばれるものは、単に原住民にたいする治安対策的統制を目的とするだけでなく、移動労働制度を実行する具体的手だてをなすものである。

(6) ランドの金鉱山は世界でもっとも多量に産する（世界生産の六一・九%）が、地質条件のために莫大な量の鉱石を粉砕しなければならない。そのことから、投資の乏しさ（とくに機械化の分野での）を補う——と同時にそれを維持することにな

る――唯一の手段であるところの豊富で賃金の安い労働力を使う必要性が生ずる。（ダルトワ、前掲書、七六ページ）

(7) Woddis, pp. 102～7.

(8) とくに二〇年代からは、きびしい都市流入統制にもかかわらず、都市人口の割合は、原住民についても着実に増大している（P. van den Berghe, *South Africa, A Study in Conflict*, 1964, p. 289）。

(9) 原住民労働者の熟練習得が賃金に反映されないだけでなく、同一職場への復帰さえ阻止されている。こうしたことは、高い労働力異動（年百%以上）の重要な原因となっている。

(10) トムリンソン報告では、国内原住民労働力の年間一一四万人年（man-year＝一労働者によって一年間になされる労働）のうち、移動・休養・失業期間などによって、平均六〇万人年が、さらに外国系移動労働者を加えると年間百万人年が未利用で消失しているという。また、九二・三万人の移動労働者の輸送のために、年間約三・七億人マイル（一人を三・七億マイルはこぶ距離）を要するという（Houghton, p. 87）。

(11) 基幹労働力の流出は、指定地農業を婦人・老人に委ねることになったが、それは大農具や家畜の利用を困難にし、豊業生産の後退さえひきおこした。

(12) 南ア資本主義の根幹である工鉱業資本は英米資本の強い支配下にある。したがって、南アの諸問題を一国的な枠組のなかでのみ考察することはなおさらできない。